

2017年度 社会構築論系
地域・都市論ゼミ2 ゼミ論文

多文化共生社会実現への道筋
—群馬県大泉町を事例として—

主査 浦野正樹教授

早稲田大学 文化構想学部 社会構築論系4年
浦野ゼミナール所属

1T140319-8 川崎亜理沙

0章 序章

0-1	問題意識	1
0-2	調査対象地域と調査方法	1
0-2-1	調査対象地域	1
0-2-2	調査方法	2
0-3	多文化共生の必要性	2
0-3-1	多文化共生の定義	2
0-3-2	多文化共生が与える影響	3
0-4	論文構成	4

第一章 グローバル化する世界と閉鎖的な日本

1-1	進むヒトの移動と定住	5
1-2	政策の変遷	6
1-3	海外の移民政策	10
1-4	閉鎖的な国・日本	12
1-4-1	日本人の外国人に対する意識	12
1-4-2	日本社会における共生の現状 ー潜在化と住み分け	13
～コラム～	歴史から紐解く日本の排他性	14

第二章 ブラジルタウン大泉町の形成過程

2-1	大泉町の基礎概要	16
2-2	歴史	18
2-2-1	日系ブラジル人の歴史	18
2-2-2	大泉町におけるブラジルタウンの形成	21

第三章 「住み分け」を乗り越えるために

3-1	日本人とブラジル人の分断	27
3-1-1	分断の実態	27
3-1-2	大泉町住民の満足度・意識調査の結果	29
3-2	分断が生まれた要因 ーエスニックコミュニティの観点から	30

3-2-3	本項のまとめ	33
3-3	「寛容さ」による創造的価値の創出	33
3-3-1	祭りを起点とした歩み寄り 一大泉観光協会	34
3-3-2	日本人にも受容されるブラジル料理店の増加	35
3-3-3	韓流ブームがもたらした韓国に対する親近感	38
3-4	提言	39
3-4-1	機会の創出からモチベーションづくりへ	39
3-4-2	問題解決の具体的提案	40

第四章 終章

4-1	まとめ	42
4-1-1	大泉町における共生の軌跡	42
4-1-2	日本における多文化共生社会のあり方	42
4-2	本論文の図式化	43
4-3	謝辞	44

【注釈】

【参考文献】

【参考 URL】

0章 序章

0-1 問題意識

昨今、世界中で難民が急増している。そして彼らの受け入れについて様々な国や地域で議論が交わされている。認定 NPO 法人難民支援協会によると、2016 年には 10,901 人が日本に対して難民申請を行った。しかし、日本が難民として認定したのは 28 人と、他の先進国に比べ圧倒的に少ない人数となった。UNHCR が発表した G7 + 韓国における難民受け入れ人数のデータによると、ドイツは 263,622 人、フランスは 24,007 人、アメリカは 20,437 人、イギリスは 13,554 人、カナダは 10,226 人、イタリアは 4,798 人、韓国は 57 人、そして日本は 28 人。これは全体の 0.3%であり、各国の中で最も少ない受け入れ人数である。こうした現状に対し、他国からはもちろん、日本国内においても批判や疑問が殺到している。これらはわれわれが日常の中で当たり前使用する「外人（ガイジン）」という言葉が表すように、難民に関わらず、外国人に対して非常に排他的であることを表している。それは「出入り口」だけではない。生活レベルの、地域の中における法律や関わり合いを見ても、私たちは往々にして、「日本人」「外国人」という二項対立を常に持っているように感じる。では、どうすれば私たち日本人は彼らを「外人」ではなく一人の人間として接し、共に生活することができるのだろうか。その答えを得たいと思い、本論文のテーマを上記に決定した。

0-2 調査対象地域と調査方法

0-2-1 調査対象地域

本論文では群馬県太田市・大泉町を研究対象地域とする。その理由として約 25 年前から異なる人々との共生を続けてきた、いわば多文化共生先進地区であると考えられるためである。現在、本地域には多くの日系ブラジル人が暮らしている。彼らが本地域に根を下ろし始めたのは 1989 年出入国管理及び難民認定法改正を受けてのことである。そこから以前からこの土地に生活していた日本人との共生が始まった。筆者自身、本地域にあるブラジル人学校へ文化交流を行うボランティアを行っていた経験がある。そこで景気や国の政策に振り回される彼らの実情や住民との分断を目の当たりしたと同時に、「共生」の難しさを感じ知った。今後、日本全体においてますます外国人が増加すると見られる。いち早く共

生を進めてきた本地域の現状を分析することで、日本全体の未来の「共生」のあり方を考えることができるのではないかと考え、この地域を選定した。

0-2-2 調査方法

大泉町へのフィールドワーク、文献調査を軸に調査を進める。大泉町は往々にしてメディアに「共生が進む理想の町」あるいは「在日外国人の負のイメージ」としてその「物語がつくられる」ことが多い。しかし、そうした画一的なイメージから脱却し、「白黒つけられないグレー」な実体を知るためフィールドワークを行う。一方で、日本や大泉町における共生の歴史や現在の実体を知る材料として文献を調査する。

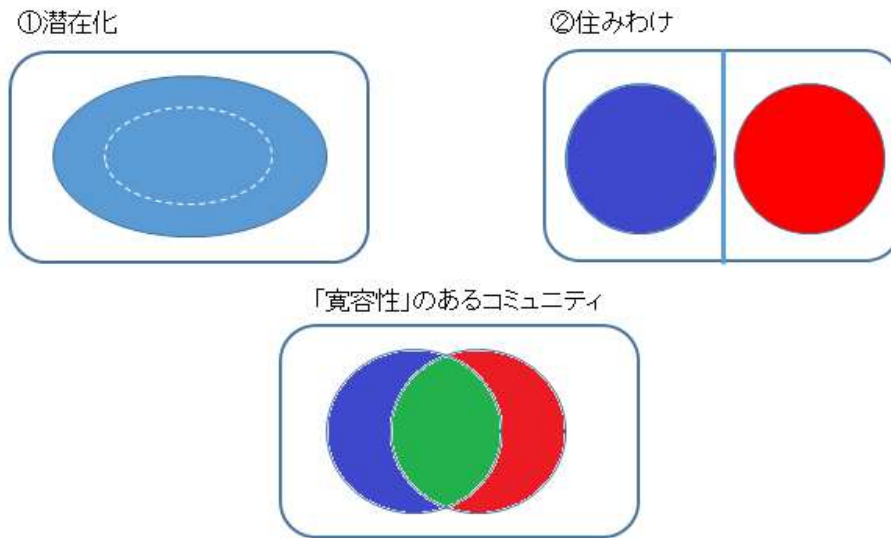
0-3 多文化共生の必要性

0-3-1 多文化共生の定義

まず前提として、「多文化共生を進めるべきだ」という認識のもと本論文を執筆する。

多文化共生とは、総務省によると「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく」ことである。これらが具体的に達成しうる条件は(a)寛容性、(b)信頼性の二つの要素である。

(a)寛容性とは他者の持つ異質性や多様性を受容すること、つまり差異の承認である。*1次章で述べるが、日本における外国人との共生のあり方には現在、二パターンあるとみられる。それは①潜在化②住み分けの二つである。寛容性のあるコミュニティとは、片方の文化を押し殺す①や別空間に各々存在する②の二パターンに当てはまることなく、以下の図のように「その地域の個性と外国人の持つ個性が交わる形で共存し、創造的価値を生み出していること」とする。



(図1 「日本における共生の図式」 筆者作)

(b)信頼性とは同空間にいる他者が秩序ある行動をするという無意識の信用である。集団の中で相互に誠実な行動するという確信が生まれることで、生活の中で相互に好循環の影響を与え合う関係性が出来上がる。現状、外国人が治安を悪化させるという固定観念を持っている日本人は少なくない。違法行為とまでもいかなくとも、日常的にも元々異なる背景を持った外国人が、受け入れ地域の秩序に意識的に適応していかなければならない場面は多い。外国人が主体的・意識的に法律や秩序を守っていくことで、地域における信頼を得られるのである。

0-3-2 多文化共生が与える影響

では、こうした共生によってわれわれはどういったメリットを享受することができるのか。駒井によると、①社会の分裂や隔離の軽減、②社会や文化の活性化への貢献、③文化の多様性の創出 の三点が挙げられる。^{*2}

①に関してはアイデンティティの確立においてエスニックな文化の承認が必要不可欠であることが関係している。われわれはそれらが十分に承認されていないと感じる場合、不満が生まれる。そうすると自らのアイデンティティを抑圧している他のエスニック集団との間に亀裂が走り、軋轢や社会的緊張へと繋がる。つまり、社会的統合を完遂させるためには諸エスニック集団の文化的権利を保障する必要がある。

②に関しては社会や文化の硬直化を避け革新できるという点にある。あらゆる社会や文化も他の個性を持つ社会や文化から刺激を受けない場合には硬直化、化石化していくと指摘されている。異なる価値を持ち合わせた他の社会や文化と接触することによって、それ

らは再活性化される。それらは相互に影響し合い、変容や革新を遂げ、われわれ人類に新たな価値観を与えてきたのである。

③に関しては現在の世界的な潮流である文化の画一化を避けられる点にある。現在、グローバル化が進んでいる。文化的観点から見たとき、それらはアメリカ文化の地球大帝国主義的侵略にはかならないと John Tomlinson は述べている。資本主義経済体制において、商業主義のアメリカの大衆文化が輸出され、地球全体が「マクドナルド化された社会」になりつつある。こうした利益至上主義の浸食を防ぐためには現存するあらゆる文化をわれわれ一人一人が承認していく必要がある。多文化共生が成し遂げられることで、そうした文化の価値を評価しうることに繋がる。

0-4 論文構成

『第一章 グローバル化する世界と閉鎖的な日本』では、マクロな視点で日本における共生の歴史・現状をみる。近現代の日本と外国の対外政策に触れ、日本の政策の排外性を明らかにする。そしてその政策を容認するわれわれ日本人の意識も明らかにした上で、今現在日本の地域社会における共生のあり方を分類する。

『第二章 ブラジルタウン大泉町の形成過程』では、「多文化共生」を目指す地域社会の歴史と諸問題をみる。在日外国人の中でもブラジル人を取り上げ、彼らが日系ブラジル人としていかに地域社会に受容されていったか、あるいは受容されずあぶりだされ彼らと地域に影響を与えてきたかを述べる。

『第三章 分断を乗り越えるために』では、住民をベースに共生の実体を分析する。その中で共生の一条件である「寛容性」が本地域ではどのように存在しているのかを分析する。ブラジル人が急増してから約 25 年経った現在。住民は互いをどのように認識し、どのような共生ができているのか、あるいはできていないのか探り、そしてどうしたら共生できるのかの提言を進める。

『第四章 終章』では、大泉町から得た教訓を日本全体にどう生かし、日本において「多文化共生社会」が実現できるのかについて述べる。そして全体の総括をする。

第一章 グローバル化する世界と閉鎖的な日本

1-1 進むヒトの移動と定住

「今後ますますグローバル化が進むだろう」と言われて久しい。国境を越えて、あらゆる資源—モノやカネ、情報、そしてヒトの相互移動が進んでいる。そして、それらは「今後ますます進む」と見られている。このようにあらゆる資源が活発に交換されることは良しとされてきた。あるモノを作ることが得意な国が作り、その術を持たざる国がカネを対価に取引する。あるいは、遠く離れた場所に存在する情報を、欲する人が瞬時に得ることができる。そうして世界のあらゆる資源が移動し、需要と供給の均衡をとることが理想であるとされた。しかし、例え需要側と供給側が契約を結ぼうとも、「ヒト」の移動は一筋縄ではいかない。何故なら「ヒト」は生きているからだ。感情を持ち、成長をする。数字では括れない一人一人がいるのである。

法務省によると、平成 28 年末における在留外国人数は 238 万 2822 人であり、そのうち三カ月以上の滞在が認められた中長期在留者数は 204 万 3872 人、特別永住者数は 33 万 8950 人である。これらは前年度に比べ 15 万 633 人増加し、過去最高人数となった。

国別にみると中国、韓国、フィリピン、ベトナム、ブラジルの順に多く、在留資格をみると、永住者、特別永住者、留学、技能実習、定住者の順に多い。永住者は約 73 万人おり、特別永住者（約 34 万人）と合わせると在留外国人のうち全体の約 44.2%を占めている。その割合は年々増しており、日本社会に大きな存在感を示している。

この一方で、日本政府は国内で外国人の永住が進むことから目をそらしてきた。外国人の受入れに関して「労働力の補填」という観点から、バブル時など好況の際は条件を緩和し、リーマンショックなど不況の際は引き締め、あるいは帰国を促す政策を行った。こうした“数の管理”は日本経済の状況に応じて都度行われてきた。その主な法律が出入国管理法及び難民認定法である。後に詳しく述べるが、出入国管理法及び難民認定法は「本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備すること」*18を目的に作られた。そして、今日に至るまで在留資格の改変など、日本経済の状況に応じて適正な数の外国人を入国させる役割を果たしてきた。

その一方で、日本社会で彼らとどのように良き隣人として生活していくかに関して、つまり社会統合政策はどのように行われてきたのかに関しては以下でみる。

1-2 政策の変遷

日本は戦前から戦後の1970年代初めにかけて移民送出国であった。集団的な出稼ぎ移民は、さかのぼること1968年のハワイ移民153人から始まった。それ以降、国の後押しで、外貨の獲得や国内の人口抑制を目的に、ハワイ、アメリカ、南米諸国等へ多くの移民が送り出された。その一方で、植民地から中国人や朝鮮人を重要な労働力として位置づけ、受け入れを進めていた。しかし、日本が敗戦すると彼らは「在日外国人」として、日本人と一線を引かれた処遇を受けることとなる。そうした中で、外国人施策において大きな波が見え始めたのが1970年代であった。それ以降の各年代の施策を分類すると、(1)1970年代—在日コリアンの定住化と社会運動、(2)1980年代—ニューカマーの増加と「地域の国際化」、(3)1990年代—ニューカマーの定住化と「内なる国際化」、(4)2000年代—自治体の「多文化共生施策」と政府の「定住外国人施策」の推進に分けられる。^{*3} これらを詳しくみる。

(1) 1970年代—在日コリアンの定住化と社会運動

旧植民地出身者の子ども、つまり在日コリアン二世の定住化に伴って、様々な社会運動が巻き起こった。1965年に日韓国交正常化され、韓国籍者が永久資格を取得できるようになった。それ以前は日本政府や在日コリアンの民族団体など日韓両国ともに在日コリアンが母国へ帰ることを想定していた。しかし、日立裁判と呼ばれる、在日韓国人二世の原告が就職差別を訴えた裁判が契機となり、外国人も住民となりうる認識が共有され始める。そして差別撤廃を訴える社会運動の始まりや官僚による在日コリアンの定住化を前提とした政策立案が提案された。その結果、多くの在日コリアンを抱える一部の自治体で、彼らの地位が少しずつ確立されることとなる。これらの背景には①米国の公民権運動と日本における様々な社会運動の興隆②国際的な人権意識の高揚（1969年の人種差別撤廃条約や1976年の国際人権規約の発行）③革新自治体の誕生の影響があったと考えられる。そして国際人権規約の批准を受けて、公営住宅への外国人の入居が認められた。また、難民条約への加入を受けて、国民年金法や児童手当に関する三法の国籍要件が撤廃された。

(2) 1980年代—ニューカマーの増加と「地域の国際化」

1970年代に経済大国となり、国際的地位が高まった日本において「国際化」は避けられなかった。1986年度の『外交青書』には初めて国際化を推進すると取り上げられ、「世界に開かれた日本を実現する」ことを外交の基本課題に挙げている。

地域においても国際化が推奨された。1985年には「国際交流プロジェクト構想」が発表された。国際交流基盤の整備に先導的な取り組みをする自治体の事業が支援された。また、省内には「国際交流企画官」が設置された。

・自治省における国際交流の動き

1987年「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」

1988年「国際交流のまちづくりのための指針」

自治体国際化協会の設立

1989年「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」

これらによって、あくまで指針として外国人の受け入れを進めることが示された。一方で外国人を労働者や生活者、つまり住民として認識する意識はまだ希薄であった。その転機となったのは1980年代である。1980年代の日本は近隣アジア諸国から多くの外国人を受け入れることとなる。定住を前提にしたインドシナ難民や中国帰国者を受け入れ、また1983年には他の先進国に倣い、留学生10万人計画も始まる。近隣アジア諸国からは出稼ぎ労働者も急速に増加した。しかしその多くは非正規に滞在・就労する人々であり、日本国全体、地域社会に大きな問題を残していった。それについては(3)で詳しくみる。

(3) 1990年代—ニューカマーの定住化と「内なる国際化」

戦前から植民地出身者として日本で生活した韓国人や朝鮮人を「オールドカマー」と呼ぶのに対し、1980年代以降増加したそれ以外の地域からやってきた出稼ぎ労働者を目的とした人々を「ニューカマー」と呼ぶ。1990年に出入国管理及び難民認定法が改定され、在留資格の種類が増加した。それにより、ニューカマーが増加することとなった。出入国管理及び難民認定法に関しては第三章において詳しく述べる。本章においてはニューカマーが増加した背景について小内の引用からみる。

「1973（昭和48）年の第1次石油危機以降、西欧諸国が軒並み外国人労働者の受け入れを停止し、アジア諸国から多くの出稼ぎ労働者を受け入れていた中東諸国が経済的地位を次第に低下させる中で、出稼ぎ先として日本が大きな位置を占めるようになったことに起因している。かつての出稼ぎ先の減少が、経済的に豊かになった日本を新たな出稼ぎ先としてクローズアップさせる要因になったのである。それは、外国人労働者の流入のプッシュ要因といいかえてもよい。他方で、日本が外国人労働者を受け入れる必然性、つまりプル要因も存在した。日本は、先進國中例外的に、戦後一貫して外国人労働者に頼らず、高度経済成長を達成した国であった。それを可能にしたのが、国内に存在した膨大な農村過剰人口であった。しかし、頼みの綱であった農村過剰人口も、高度経済成長の過程における農村から都市への移動に伴って大幅に減少した。これに加えて、若年層の中に、いわゆる3K労働を敬遠する志向性が強まり、建設業、製造業、サービス業などの分野で、単純労働に従事する労働力の不足傾向が次第に強まるようになっていた。」*4

つまり、外国人が増加したプッシュ要因として日本の経済的豊かさが、プル要因として日本国内での労働者不足が挙げられている。こうした状況から技術移転という建前のもと外国人を労働者として受け入れる仕組みが作られていった。1990年には非熟練労働者を団体管理型として受け入れるようになる。そして1993年には「技能実習制度」が開始された。技能実習制度とは研修を受けた外国人労働者が一定期間（最大二年間）日本で働くことが

できる制度である。しかし、「研修」や「技能実習」という言葉は名ばかりと言われ、実際には低賃金労働者として彼らを雇い、過酷な仕事を強いるなど、深刻な人権侵害が発生していた。

こうした事態に対して、ニューカマーを保護や支援したのは政府機関ではなく、市民団体であった。

「1980年代後半には、労働や医療相談を受けていたが、1990年代前半になると、日本人との結婚や子どもの国籍、教育問題など、相談の幅が広がった。一方、自治体も少しずつニューカマーを住民として受けとめる施策に取り組み始めた。草の根の市民活動にとって転機となったのが、1995年の阪神・淡路大震災であった。大震災時におけるボランティアの活躍からこの年は「ボランティア元年」とも呼ばれているが、外国人被災者の救援活動の中から、今日まで活発に活動を続けている「多文化共生センター」や「たかとりコミュニティセンター」などいくつもの市民団体が誕生している。1990年代後半になると、ニューカマーの中で、永住資格や日本国籍を取得する者が増加し、国際結婚も大きく増え、定住化が進んでいった。一方、在日コリアンは、1980年代に外国人登録の指紋押捺に反対する運動を展開し、目標を達成した後、1990年代には地方参政権や公務就任権の保障を要求していた。1995年には、最高裁判所の判決によって、永住外国人への地方選挙権の付与が違憲ではないことが示され、参政権運動は勢いを得た。また、1996年以降、川崎市をはじめとして、政令指定都市や都道府県で職員採用の国籍要件を撤廃するところが増えてきた。こうした運動の盛り上がりを受けて、外国人の政治参加や、多文化共生のまちづくりへの関心が高まり、外国人を住民と位置づけ、外国人施策の体系化をめざす自治体が増えていった。」*5

こうした状況を受けて自治省も1980年代に始まった「地域の国際化」政策を継続し、共生を促進する動きを見せ始めた。

「1992年には、在住外国人の増加に対応して、「国際交流のまち推進プロジェクト」は、国際交流推進型と在住外国人対応型の二種に分かれた。1993年には、地方財政計画上に国際化推進対策経費が初めて認められるとともに、自治省に国際室が設置され、市町村職員「国際化対応能力の育成・向上」を図るために全国市町村国際文化研修所も開設された。1994年には、総合的・先進的な国際化施策を行っている自治体に対する「世界に開かれたまち」表彰も始めた。一方、自治体国際化協会は、1990年に各地の地域国際化協会間の情報交換をモック的とした地域国際化協会連絡協議会を設け、1991年から地域国際化協会の先導的事業に対して、「国際交流推進事業」として支援を始めた。なお、自治体国際化協会が93年に組織した地域国際化懇話会は、1995年に「内なる国際化の現状と課題」と題した報告書を発表している。自治省は、1995年に『国際交流から国際協力』へという新たな潮流を強調した「国際協力大綱の指針」を各都道府県・政令指定都市に示し、国際交流と国際協力を地域の国際化の二つの柱に位置づけた。そして、自治体国際化協会内に自治体国際協力センターを設置した。1998年には、自治省の「国際交流のまち推進プロジェクト

ト」と自治体国際化協会の「地域国際化協会等先導的施策支援事業」が始まった。これは、地域国際化協会や市町村の国際交流協会等の先導的施策を重点的に支援していく目的で創設された。」*5

このように1990年代は多くの地域で外国人を生活の中で受け入れていく枠組みを体系化させていった時期であるといえる。

（４）2000年代—自治体の「多文化共生施策」と政府の「定住外国人施策」の推進

2000年代に入ると、自治体と政府にとって外国人を地域の一員とする喫緊の課題が生まれる。日本政府はこれまで外国人政策という用語をほとんど使わず、代わりに「出入国管理政策」という用語を用いていた。これは外国人を入口出口で管理することに重きを置いてきたということの表れであり、いかに日本社会で受容していくかという社会統合政策という観点も欠けていた。つまり、外国人を日本社会の構成員とせず、定住化を前提とした政策をとっていなかったのである。その結果、「対策」はあっても「政策」はない状態であった。しかし、少子高齢化へグローバル化が進むことで、新たな外国人政策を模索する必要が迫っていた。こうした状況下に加え、2000年3月には法務省が「日本人と外国人が心地よく共生する社会」を目指すことを第二次出入国管理基本計画においてはじめて明記した。2001年5月には外国人集住都市会議が設立され、国に対して自治体の立場から外国人の定住化を前提とした体制の整備を求めた。日本経済団体連合会も2004年に「外国人受け入れ問題に関する提言」を発表し、民間企業においても問題意識が認識されることとなった。こうした流れを受け、国の動きも活発になった。外務省は解決策を模索するシンポジウムを開催し、海外交流審議会を立ち上げるなどした。また、1990年代後半以降、自治体においては「多文化共生」がキーワードとなった。

例

- ・1999年「多文化共生推進行動計画」策定（仙台市）
- ・2003年「子ども多文化共生センター」設置（兵庫県）
- ・2004年「多文化共生社会づくり共同宣言」策定（愛知県・三重県・岐阜県・名古屋市）
- ・2005年「多文化共生社会推進共同宣言」策定（川崎市）
- ・2005年「多文化共生推進プラン」策定（立川市）
- ・2005年「しんじゅく多文化共生プラザ」開設（新宿区）

などがある。このような多文化共生に関する自治体の動きを受けて総務省は2005年6月に「多文化共生の推進に関する研究会」を発足した。同研究会は自治体関係者や研究者等から構成され、2名の外国出身者も含まれた。この中で、発表された報告書には大きな3つの意義があると近藤は述べている。

「第1に、総務省が地域国際化の柱としていた国際交流と国際協力に加えて、在住外国人にかかわる取り組みを多文化共生と呼び、第3の柱に位置付けたことである。それまで、在住外国人にかかわる取り組みは、国際交流の中の一分野では、外国人を地域社会の構成

員ととらえる発想は生まれにくく、また優先順位も低くならざるを得なかった。」*6

「第2に、各地の自治体の取り組みを整理し、体系化して、多文化共生に関わる施策の全体像を示したことである。」*6

「第3に、それまでもっぱら労働力確保や治安維持の観点から「外国人問題」にアプローチしていた国に対して、「生活者としての外国人」という第3の観点を打ち出すことを求めていることにある。」*6

そして総務省は上記報告書に基づいて2006年3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定する運びとなった。その結果、多くの地域が多文化共生の指針や計画の策定に取り組み始めたのである。

以上で、外国人の“数を管理する”出入国管理及び難民法と日本社会への共生を目指すための社会統合政策の変遷を辿った。これらを総評すると、日本政府のビジョンなき近視眼的対策と言えるだろう。「労働力の補填」として彼らと呼びよせ、生活に何らかの不便が生じるとまず自治体や市民が立ち上がる。それらが大きくなるとなってから政府は諸問題を“解決する対策”を打ち出す。受け入れの際に長期的なビジョン、あらゆるリスクやそれに対する支援策を持たずに、近視眼的に景気の動向によって出入口のみを管理し続けた結果、リーマンショックでは多くの外国人が職を失い、彼らの生活はもちろん、日本社会にも大きな影響を及ぼした。

1-3 海外の移民政策

では、外国では、（日本には移民という言葉は存在しないが一、）どういった移民政策がとられているのか、主にドイツとアメリカを例にあげる。

今日、移民受け入れ大国として顕著なドイツであるが、移民に対する政策は早くからとられていた。2005年には「新移民法」が成立した。新移民法の特徴は滞在許可と就労許可の手続きを単一の許可に統合し、移民の生活と受け入れを包括した。また移民をドイツ社会へと統合するためのプログラムを盛り込んだことに大きな特徴を持つ。

「ドイツでは、移民や移民の二世、三世の失業率が著しく高く、外国人子弟の教育水準の低下が深刻な問題となっている。こうした問題に対処するため、新移民法には、合法的移民のドイツ社会への統合化を促進するための統合コースに関する規定が盛り込まれた。統合コースは連邦政府が主体となって実施するプログラムであり、原則として、ドイツ語の話せない新規移民に対して義務化されている。また過去に入国した移民も統合コースを受講する権利を有する。統合コースの内容は、600時間のドイツ語教育コースと、30時間のドイツの歴史・文化・法律等を扱うオリエンテーションコースで構成される。ドイツ語教育コースは、日常生活において困らないドイツ語能力の習得を目標としている。カリキュ

ラムは第1段階（基礎語学 300 時間）と第2段階（中級語学 300 時間）に別れている。オリエンテーションコースは、ドイツの政治と国家運営のシステム、とりわけ、自由民主制、政党制度、連邦構造、福祉制度、平等の権利、寛容および宗教の自由の重要性を移民に理解させることを目的としている。ドイツ語教育コースおよびオリエンテーションコースが終わると、最後に両コースの修了試験が実施される。」*7

このように移民がドイツ社会に与える影響力や移民がドイツで暮らす上での受けるであろう諸問題を勘定し、社会に統合している。

次にアメリカについてみる。まず前提として、アメリカやカナダ、ドイツ、フランス、イギリスなどの先進国は「労働市場テスト」を実施している。これらは外国人労働者を受け入れることによる国内の労働市場への影響をもとに、受け入れの可否を判断するものである。アメリカではその中の一つである労働証明制度を行っている。本制度について詳しく解説された引用をみる。

「労働証明は、労働長官が外国人の入国・在留を所管する国土安全保障長官および在外公館でのビザの発給を所管する国務長官に対し、外国人の受入れが、①当該外国人を雇用しようとする地域において、就職の意欲と適格性を有する合衆国労働者が十分に存在せず、かつ、②同様の雇用上の地位にある合衆国労働者の賃金や労働条件に不利な影響を生じさせないこと、との要件を満たすことを証明するものである。通常の労働証明手続きでは、雇用主は、合衆国労働者の募集を行うことが義務づけられており、募集の最低条件を満たす合衆国労働者の応募がなかった場合に、労働証明の申請を行うことができ、それがビザ発給の前提となる。また、当該地域での対象職務レベルに応じた「支配的賃金」の額以上での合衆国労働者の募集および当該外国人の採用が義務づけられている。」*8

アメリカにおいてもこのように外国人の権利を保障できる環境を整えた上で、受け入れ体制を敷いている。

ドイツ・アメリカに共通しているのは「外国人の権利を保障することで、自国民の権利も守られ、相互に利益をもたらす」という基本的な信念である。アメリカが移民国家であることやドイツが EU という体制に組み込まれていることを抜きにしても、上記の理念は万国共通であろう。現在、世界各国が内向きになっていると言われている。しかし、こうした政策を持たない日本は内向きというより閉鎖的、またあまりに無鉄砲であると言えよう。

では、日本政府のそうした姿勢を許容してしまうわれわれ市民の内実に迫る。

1-4 閉鎖的な国・日本

1-4-1 日本人の外国人に対する意識

日本人の外国人に対する意識を見る。2017年11月8日に朝日新聞デジタルに掲載されたアンケートを見る。

「外国人とともに暮らす社会について、どう思いますか。いくつでも選んでいただき、ご意見をお聞かせください（複数回答可）」*9

・多様な文化や価値観の共生につながる	71.0% (570票)
・外国の言葉や文化を知る機会が増える	66.9% (537票)
・生活習慣や言葉の違いで摩擦が起きる	52.9% (425票)
・外国人の子どもの教育が課題だ	41.6% (334票)
・治安が悪くなる恐れがある	39.5% (317票)
・難民受け入れは国際貢献につながる	37.9% (304票)
・日本人の仕事が取られてしまう	12.2% (98票)
・その他	18.8% (151票)

このように外国人に対してプラスのイメージを持つ人もいれば、漠然とした不安や偏見を抱く日本人は少なくないという事実がある。つまり、政府レベルにおいても、市民ひとりひとりにおいても、外国人に対してどこか排他的なイメージを持ち合わせているといえる。

2017年には技能実習制度が大きく改正される運びとなった。先に述べたように1993年にこの制度が誕生し、制度の悪用が問題視されてきたが、留学生の人権をないがしろにする事件は未だに存在する。朝日新聞デジタルに掲載された記事（「外国人実習生、被害防げ 横浜の医師、体験聞き取り動画」）の中では2015年には賃金不払いなどの労働基準関係法令の違反行為が4004事業所で見つかり、実習生の労災事故は同年には過去最多の1501件、作業中の事故や脳心疾患、自殺などは2016年には28件も起きている。同記事の中ではyoutubeで実習先の体験を語るベトナム人男女4人の動画について解説されている。その中で、実習先の日本人に日本語が理解できないことを理由に包丁で脅された、建設現場で失明したにも関わらず十分な補償が得られず帰国したなど凄惨な状況が語られていた。彼らが働く現場は第三者からは見えにくい。だからこそ保護する体制・法律を十二分に整えるべきであるにも関わらず、こうした事件が跡を絶たないのは、われわれが無関心を貫いてきた証拠である。

1-4-2 日本社会における共生の現状 ―潜在化と住み分け

こうした中でも年々日本で暮らす外国人は増加しており、数だけでみれば「共生している」といえる。しかし、日本の現状における「共生」のあり方は二つのパターンが見られる。それは①潜在化と②住み分けである。この二つについて以下で詳しく見る。

まず、潜在化について述べる。潜在化とは「外国人たちが日本社会のなかでその存在を隠蔽してしまう」ことをその定義とする。^{*10} 潜在化する外国人の多くは、見た目日本人との差異を判断することが難しい韓国人・朝鮮人である。それゆえ、通名で暮らすことで、「形だけは」日本社会に適応している、また、適応せざるをえなかったと言える。駒井は在日韓国人・朝鮮人ではない1980年代以降来日した「新韓国人」を用いて、潜在化の実例を説明している。

「1990年代はじめまで、寄場として著名な横浜の寿町を拠点として生活し就労していた新韓国人の多くは帰国し、帰国しなかった一部の旧住人も寿町以外の土地に移って潜在化した。現在この町にいる新韓国人は一時的滞在者にすぎない。寿町では仕事が少ないのに生活費が高いことがこのような結果を招いたのである。日本に滞在しながら寿町を離れた人びとは、各地に分散して潜在化しながら働き生活している。潜在化の過程でめだつことは、日本社会への適応が深まるにつれて孤立感が深まっていることである。彼らは日本社会の一員になろうと頑張ってきたが、日本社会からは受け入れてもらえないのがその理由である。」^{*11}

こうした韓国人や朝鮮人などが現在も通名を使わざるをえない状況からみてわかるように、日本では依然として差別が残っている。一部地域では、そうした国籍をヘイトスピーチの材料とし、それを取り締まる条例が発布された。法で取り締まらなければならないほど、根深い差別が存在すると言える。

次に、住み分けについて述べる。住み分けの定義は「外国人と日本人が接触を避けて没交渉を保持しようとする」こととする。^{*10} 後章におけるブラジル人など外見で日本人と区別することが容易な外国人がこのパターンに当てはまる。住み分けは日本人と外国人の双方にとって、よりストレスの少ない生活空間を確保するために空間や時間をずらす。以下の引用でその構造について見る。

「居住空間における住みわけは、間接雇用型のばあい、業務請負・人材派遣会社が用意したアパートなどの住宅に居住し、会社の送迎バスで職場との往復をするから、地域住民とは隔離される集住型もある。また、外国人は時間給が高い夜勤をむしろ希望するのにたいして、日本人はそれを忌避するので、夜間のシフトはほとんど外国人ばかりとなる職場もあり、時間における住みわけが発生する。」^{*12}

こうした「住み分け」の結果、日本人コミュニティと一線が引かれ、なお自国コミュニティで完結できる空間が創出される。それらは居住空間や商業施設の集積地の分断はもちろん、学校においても外国人学校と日本人学校の交わりも見られなくなる。

～コラム～ 歴史から紐解く日本の排他性

・中央集権が生み出した強国日本

日本は往々にして「島国ニッポン」「ムラ社会」などその地理性から排他的であると見られる。しかし、日本が異なるものに関して過剰に意識するようになったのはここ数百年前からだという指摘がされている。

「後発の工業国として「追いつけ追い越せ」を国是としてこの百数十年間しやにむに疾走してきた日本にとって、欧米列強が世界の覇権を握り世界秩序を最終的に仕切る以上、欧米型の国家体制、価値体系等を吸収するほかに生存する可能性はなかった。従って、「欧米追随」は必要悪でこそあれ、他の選択肢のない必然的な“正しい”道であった。また同時に、日本の民族的アイデンティティを守るためには日本の伝統文化を継承発展させるべきであり、その担い手として少数の日本人がそれにあたることは当然である。それらの専門家の中から純化した型で国粋主義者が出ても少数者である限り問題はない。かえって「欧米追随派」主流対「日本土着派」反主流という配置は不可避的な近代日本の選択であり、経済発展を遂げて「豊かな国」となった成功の要因である。欧米と日本にしか関心が向かなかったのは、「追いつけ追い越せ」で忙しく周囲を見回す余裕もなかったし、またその必要性も存在してなかったからだ」*13

つまり、近代以後、強国を目指す過程で、廃藩置県をはじめとした中央集権の確立、欧化主義政策にみる脱亜入欧、そして他国にないほどの教育の充実が価値観の統一を生んだのである。それを裏付ける近代以前の「グローバル」な日本を見る。

・近代以前の「グローバル」な日本

日本は島国であり、資源の持たざる国として常に周辺の国々と交流せざるを得ない状況に置かれていた。また、文化の誕生・発展においても近隣諸国の影響を受けなければ生まれなかったものもあろう。古くから遣隋使・遣唐使、鎖国下の江戸時代においても藩レベルでの貿易や交流は続いた。

「たとえば、稲は江南地方から入ってきた。石製穂摘具とか磨製石器などは、それと一緒に入ってきていますが、弥生式文化の中で最も有力な金属器、たとえば銅剣、銅矛とか鉄器類は朝鮮から入ってきた。それと同時に、中国製の鏡とか、あるいは貨泉なども朝鮮を通って入ってきていますが、さきの銅剣、銅矛類と、一緒に入ってきたかどうかははっきりしません。」*14

このようにさかのぼること、弥生時代にも他国と交流を行っていた様子が見て取れる。また、興味深いことがある。

「朝鮮では、当時車馬具が各地から出土しています。その車馬具は中国から朝鮮に入ってきたものですが、朝鮮でストップしてしまって、日本にはほとんど入ってきていない。ということは、日本民族が金属器を受け入れる場合に、取捨選択があったのではないかと思

われるのです。また、銅鐸の文様にある二階建ての家、いわゆる高床の倉庫などは、東南アジアの建物と関係があるといわれています。このように見てくると、日本の弥生式文化を構成している要素は、必ずしも単一の文化ではなく、いろいろな他方からいろいろなルートを通して、それぞれ違った時代に入ってきているということが考えられます。」*14

つまり、日本人は中国や朝鮮からやってくる文化を吸収したのみならず、それを日本に合わせて消化していたのである。今日残る様々な文化も同じような過程が見られる。このように、われわれ日本人は本来は異なるものを受け入れ、日本に根付かせることに長けていたのである。

第二章 ブラジルタウン大泉町の形成過程

2-1 大泉町の基礎概要

2016年、日本に住むブラジル人は1800,93人いる。その99%が就業制限のない永住者と定住者である。彼らは静岡県、三重県、愛知県の順に多く集住している。これらの都市に多い理由は彼らの職業にある。彼らの約66%が製造業に従事しており、そうした企業が多い地域に集住する傾向がある。その地域の一つが群馬県大泉町である。大泉町は住民の14%が外国人、そして10%がブラジル人、その数約4000人という、全国有数のブラジルタウンである。



(駅前には多くのブラジル人向け商店を構える西小泉駅。駅のデザインにもまたブラジルらしさを感じられる。)



(大通りにはタワーショップ(上)や南米系外国人が多く訪れる商店(次ページ上)などがある。)



県内で最も小さな町であるが、電機や自動車産業を基幹産業とした工業の町である。町にはパナソニック株式会社や株式会社 SUBARU の工場など様々な企業が存在する。



(パナソニック株式会社)

こうした町の工業、延いては財政基盤を支えてきたのがブラジル人である。以下で、まず日系ブラジル人の歴史を追い、その潮流に付随して巨大なブラジルトウンを形成することとなった大泉町の歴史を追っていく。

2-2 歴史

2-2-1 日系ブラジル人の歴史

1. 日系ブラジル人の誕生

大航海時代にヨーロッパ人によって発見されたアメリカ大陸は植民地として開発された。中でもブラジルは古くからコーヒーの生産地として栄えていた。そしてそれらの産業はアフリカからやってくる奴隷によって支えられていた。しかし1888年に奴隷制度が廃止されると、労働力が不足した。そのため、ヨーロッパからの移民を受け入れ始めたものの、その過酷な労働に暴動が続発し、ブラジル政府は慢性的な労働者不足に悩まされる。これらを解決するために、ブラジルは日本からの移民の受け入れることとなる。その後、アメリカにおける排斥移民法の成立などといった日本人差別が進んだことや日露戦争を経て日本に住む農民の多くが経済的困窮を極めたことなどから、多くの日本人がブラジルへ渡っていった。そして「日系ブラジル人」としてブラジルで定住を進めることとなる。時代は進み、第二次世界大戦において日本が敗戦し、復興へと進みだす。そして日本は世界有数の経済大国へと成長し、世界における存在感を増していった。一方、ブラジルは1979年の第二次オイルショックによる世界的な不況のあおりを受け、経済が混乱していく。ハイパーインフレーションを経て少しずつ経済復興を果たしたものの、結果として格差が広がり、治安は最悪の状態となった。こうした経済状況に加え、軍事政権というブラジル国内の閉塞感がブラジル国民を外へと駆り立たせた。こうしてかつては移民受け入れ国であったブラジルが一転、移民送出国へと変化し、1980年頃からアメリカ、カナダ、ポルトガルを始めとしたヨーロッパ、パラグアイ、そして日本への移民が増加していったのである。

2. バブル期のデカセギ労働者としてのブラジル人

1980年代後半になると日本はバブル期を迎えた。景気拡大と内需拡大により、人手不足に陥った建設業、製造業、サービス業などがその担い手を求め始めた。日本は当時、外国人の単純労働を禁止しており、アジア各地からの不法労働者の入国が本格化した。こうした現状を受け、日本政府は1990年に「出入国管理及び難民認定法」を改正した。出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）が定めるものには「①外国人の入国、滞在の資格、②在留資格が与えられた場合に入国、在留が許されたもの、③更新の許可があった場合を除き在留期間を越えて滞在することはできないこと、④在留資格によって認められていない収入や報酬を得る活動ができないこと」が挙げられる。^{*15} 在留資格に関して就労できる身分または地位は①永住者、②日本人の配偶者等、③永住者の配偶者等、④定住者がある。上記の在留資格を保持している者は職種問わず就労が認められた。非該当者に関しては、法律、経営、技術などといった専門性の高い分野や外交など公共性の高い分野での就労が可能な外国人は受け入れられた。一方で、単純労働者は受け入れないという政策のもと、

技能実習など「特定活動」に含まれた就労は認められ、事実上単純労働の担い手となる外国人が増加した。こうした中で、日系二世・三世及びその家族に対しては、三年間の滞在を可能とした「日本人の配偶者等」「定住者」査証の発給など広く在留資格を与えられた。これらは日系ブラジル人の労働に関する初めての措置である。外国人に対する排外的意識が強いと言われている日本において外国人受け入れの要件を広げることは国民の反感を買うと予測された。しかし戦前から日本にルーツを持つ日系ブラジル人ならば、スムーズに国内へ呼び寄せ、労働力を担ってもらえると考えたため、こうした優遇措置がとられたという見方もある。そして日本全体で 1990 年には 5 万 6429 人いた在日ブラジル人が 1995 年には 17 万 6440 人、ピークを迎えた 2007 年には 31 万 6967 人ももの人数となった。そして日本政府の定める高度な専門性や公共性を持たなかった彼らの多くが製造業従事者となる。

3. デカセギ労働者から「住民へ」 ―そして迎えるリーマンショック

受け入れ当初はデカセギ労働者として短期滞在を予定としていた彼らであったが、次第に永住権の取得を進め、定住化の傾向が見られるようになった。労働者単身で来日していたが本国から家族を呼び寄せる、あるいは家族とともに来日するブラジル人が増加した。その大きな要因はブラジル本国に比べて、賃金が高いことなどの経済的要因、治安の良さや物的豊かさ、教育の充実などが挙げられる。また、滞在が長期化することで、ブラジル社会において職や居場所が喪失し、生活の本拠地ではなくなる。こうして多くのブラジル人が定住し、独自のエスニックコミュニティが出来上がっていった。

2007 年にピークを迎えた日系ブラジル人口であったが、2008 年のリーマンショックの影響で多くの在日ブラジル人が帰国することとなった。その結果、国内の日系ブラジル人は約 27 万人に減少してしまう。彼らの多くは製造業従事者であり、そして非正規雇用が多い。製造業は景気によって需要と供給が左右されやすい。加えて単純労働であることから継続勤務を必要としない。そのため来日当初は帰国意思を持っていた彼らにとって製造業が適した職種であったといえる。しかし定住を選んだ彼らにとって解雇されるということは本国に帰国するか、日本で苦しい生活を余技なくされるという苦しい選択を迫られることであった。

こうした中で、生じた問題に不就学児童の増加がある。ブラジル人児童の教育における問題は様々あり、中でも高い不就学率や日本語能力の不足、低学力などは非常に深刻な問題であるといえる。彼らが通う学校は日本人学校かブラジル人学校である。現在、日本にある教育機関は以下の三つに分けられる。

①一条校：学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園。学校教育法第 1 条に定められた、いわゆる日本の学校。我々が通ってきた学校と同じ費用で通学ができるものの、文科省が定めたカリキュラムで授業を行うことや日本語能力が要されることなど外国人児童の通学には諸問題があ

る。

②各種学校：語学学校、予備校、医療・看護系学校、理容・美容系学校など。授業の補助金・通学定期券の割引等が認められる。外国人学校は都道府県に認可されると、扱いが民間教育施設から各種学校となる。認可の要件は都道府県によって異なり、その采配は都道府県に委ねられる。

③民間教育施設（私塾）：未認可の外国人学校、補習のための通学塾など。

日本人学校は一条校、外国人学校は各種学校あるいは民間教育施設に分類される。経済的尺度でみると、一条校が最も負担が軽く、民間教育施設（以下、未認可校）が最も重い。しかし、全員が一条校に通えるわけはもちろんない。ブラジルタウンなどと呼ばれる集住地にはポルトガル語と日本語のバイリンガル教員が配置され、サポートされる学校もあるものの、その他の地域には見られないことが課題としてあげられる。

さらにそうした学校に通えたとしても、いじめや差別の存在、授業についていけないなどの理由で不登校になる子どももいる。

また、そうした理由や両親が帰国意思を持っている児童は未認可校に通わされることが多い。しかし、先に述べたように経済的に負担が重くなってしまう。各校によって異なるが、その相場は月 25,000～40,000 円ほどであるとされている。その他にも諸経費が加わることとなる。こうした月謝が重くのしかかるのは、彼らの両親の多くは製造業従事者であり、景気によって収入が左右されるためである。景気が低迷すると、児童は学校へ通えなくなってしまうのだ。ブラジル人学校に通学する児童がリーマンショック以前の 2008 年 6 月には 11,429 人、リーマンショック直後の 2008 年 10 月に 8,003 人、2009 年 6 月には 4,380 人と減少していった。つまり 1 年で 61.8%の児童がブラジルに帰国、日本の学校へと転校、不就学となり、ブラジル人学校に通うことができなくなってしまった。太田市・飯田市など 1 県 11 市を対象に文科省が不就学者を調査したデータによると、外国登録者 9,889 人のうち不就学者は 112 人と 1.1%を占めた。しかし一時は約 4 割が不就学とのデータが見られるなどその実態は掴みにくい。また、生徒の減少にともない、2008 年～2010 年の間に 29 校ものブラジル人学校が閉鎖してしまった。これは多くのブラジル人学校が未認可であり、生徒が支払う授業料収入で経営を成り立たせているためである。このように不況で保護者が収入を得られなくなると、生徒が通えなくなると同時に、学校も窮地に追い込まれるという現状がある。他国の学校と比較しても未認可が多い理由としては、負債の水準が高い、保有資金が不足していること、校地を所有する費用が高い、校地について各種学校設置に必要な長期借用となっていないことだと考えられる。加えて、ニューカマーであるブラジル人は日本語能力、あるいはその地域における人脈が十分でない。そのため、認可の際に発生する煩雑な手続きをこなすことが困難である。

こうした自国外にある外国人学校の多くは自国の政府から経済的援助を受けている。しかし、日本にあるブラジル人学校のほとんどはブラジル政府からの財政援助を受けられていない。その上、教師の派遣もないのである。

こうした環境を受けてか否か、ブラジル人の青年犯罪率は非常に高い。少年の刑法犯は2006年の40人をピークに2010年まで在日外国人の中で最も多い数を輩出していた。最も多い犯罪は窃盗であり、不就学や放任児童により素行不良に走るケースが多い。しかし現在は減少の一途をたどっており、改善されている。

リーマンショックで顕著になったこうした問題を受けて、2009年に日本政府は本国に帰る資金さえまならない日系人に向け、「日系人帰国支援事業」を施行した。帰国希望者に30万円、そしてその家族に1人当たり20万円支給し、2万人以上の帰国を促したのである。そして東日本大震災が発生するとさらに帰国が進む。また、ブラジルワールドカップ・オリンピック開催による好況の影響もあり、日本にいる一時約17万人にまで減少し、現在は約18万人となっているのである。

2-2-2 大泉町におけるブラジルトウンの形成

では、こうした日系ブラジル人の歴史と大泉町はどのように交錯し、現在の姿になったのかについて本項で述べる。

1. 基幹産業の変遷 一農業から工業へ

近世において、大泉町は養蚕と桑の生産が盛んな農村地域であった。これらは足利、桐生の織物産業を支えた。こうした農業・繊維産業と異なる発展を牽引したのは中島飛行機製作所の創設である。中島飛行機製作所は1917年に太田市に開設された。その後、第二次世界大戦が開始されると、急成長を遂げた。1940年には中島飛行機小泉製作所が開設され、翌年には太田市・大泉町にまたがる飛行機場も建設されることとなった。それに伴い、全国から工員や徴用工、学徒、女子挺身隊など多くの人々がこの地域に流入し、産業を支えた。

しかし日本が敗戦すると中島飛行機製作所は解体されることとなる。そして1959年までこの地域には米軍が駐留することとなり、1969年まで太田・大泉飛行機場は米軍に接収されることとなる。その一方で、中島飛行機は富士重工業として新しく生まれ変わるることとなる。富士重工業は現在も群馬製作所だけで従業員数を7000人抱える大企業として北関東の産業を支え続けている。また、戦前培った技術を活かした中島飛行機の元従業員らによって繊維工場や金型工場の設立、ボタンメーカーなどがつくられることとなった。加えて、米軍から返還された土地に三洋電機東京製作所が誘致された。1960年に首都圏市街地開発地域に指定されると、積極的に工場の誘致がすすめられ、同時に多くの工業団地ができることとなった。この結果、大泉には電機・自動車をはじめとした様々な分野の工場が立ち並び、巨大な工業地帯を形成するに至った。

上記のような工業の発展に伴い、必然的にそれらを支える人口が増加していく。1960年までは農業就業者が製造業従業者を上回っていたが、1965年には逆転することとなる。それ以降、様々な地域から労働者が流入し、製造業就業者がこの地域における産業就業人口の中心となっていった。

2. 外国人労働者の流入

太田・大泉地区は工業集積地として形成されていく過程で、人手不足に陥ることとなる。機械組立工業が中心となっているこの地域では、「単純労働」が必要とされた。特に安易に自動化へと舵を切ることができない中小・零細企業にとっては、低賃金など劣悪な労働条件で人手を確保する他なかった。「単純労働」に対する工業化の初期段階においては農業から労働力を吸収していたが、1980年代になるとそれらで補うことは困難になる。そしてアジアからの出稼ぎ労働者が増加することとなる。その多くはバングラデシュ人やイラン人、パキスタン人であったとともに、不法滞在・就労者であったとされる。しかし、入管法が改正されると合法化された外国人の雇用をせざるをえなくなり、就労制限のなくなった日系ブラジル人がこの町に多くやってくることとなる。

その結果、太田・大泉などの企業経営者の中から、合法化された外国人労働者の確保を試みる団体が出てきた。次の6つである。①太田経営者協会、②太田西部金属工業協同組合・雇用促進協議会、③太田ニット工業協同組合、④太田地区自動車内装部品工業協同組合、⑤大泉商工会、⑥東毛地区雇用安定促進協議会である。6つの団体が各々労働力確保を目指したが、多くの試みは失敗に終わっている。その中でも日系ブラジル人に特化した3つの団体の実情を詳しく見る。

「太田経営者協会」はもともと新規学卒労働者確保をめざした経営者組織（最大60社加盟）であったが、国内での労働力確保に限界を感じ、1990年から日系人の労働力確保に乗り出した。サンパウロの群馬県人会を頼りに、直接ブラジルに渡って募集活動を試みた。ブラジルの刑法206条は外国人による「外国への職業斡旋を禁止」していた。そこで、現地のブローカーに事務手続きを依頼して、3年間で2～3回に分けて日系人100人ほどを直接雇用で受け入れた。しかし、企業側が住宅や家電製品など生活条件の整備に1人につき50万円ほどかけて受け入れたにもかかわらず、労働慣行の違いや言葉の問題や賃金をめぐるトラブルがしばしば生じた。そして、大部分が短期間に業務請負・人材派遣業者に引き抜かれたりして離職していった。それらが重なり、経営者側に協会を通じた外国人労働者確保への期待と意欲は急速に冷え込み、協会の会員自体も激減した。結局日系人の受け入れは中止され、この試みは「失敗に終わった。」*16

「太田西部金属工業団地協同組合」は、富士重工業などの自動車メーカーと三菱電機と取引している企業10社が加盟し、1972年に設立された太田市の工業団地協同組合の1つである。この「組合」が労働力不足対策として「雇用促進協議会」を発足させたのは1990年8月である。この年の10月時点で組合員企業が希望する労働力数は、研修生42人、労

働者 60 人の合計 102 人であった。地元代議士の紹介を得て、1991 年 2 月から 3 月にかけてブラジルとペルーの現地視察に出かけ、同年 7 月には日系ペルー人 12 人（男 8 人、女 4 人、夫婦 4 組、単身 4 人）を、8 月にはブラジル人 12 人を受け入れた。さらに、1993 年にペルー人 8 人、ブラジル人 5 人を受け入れたが、結局これを最後に日系人の受け入れは取りやめとなった。この組織の受け入れ条件は、住宅、家電製品、日用生活品一切を取り揃え、契約期間 2 年、契約満了時の帰国費用は会社負担というものであった。しかし、日系人側には賃金・労働条件に対する不満が強く見られ、経営者側からは日系人たちの日本語学習意欲や労働意欲に対する不満がみられるなど、受け入れは順調にいかなかった。そして、1992 年には受け入れた日系ペルー人の 1 人が交通事故死する事件が発生した。これがきっかけで、経営者側に日系人を直接雇用する意欲が低下し、業務請負・人材派遣業による間接雇用に切り替えることになった。」*16

デカセギブラジル人を受け入れるにあたって、彼らのサポートしたのは企業や経済団体であった。彼らが主体となって「従業員」としてのブラジル人の住環境を整備したのである。しかし上記からわかるように企業や経済団体のサポートのみで遠く離れた日本に適応することは難しく、結果として双方が不利益を被ることとなった。

一方で、東毛地区雇用安定促進協議会は唯一の成功団体とされている。東毛地区雇用安定促進協議会は他団体と異なり日系人の受け入れを目的として 1989 年新たに設立された組織である。大泉町の大利根工業団地の地場中小企業を中心に周辺の館林市や太田市などの 32 社からなる。目的は「慢性的な労働力不足が健全な企業活動を著しく阻害する現況に鑑み、中南米に移住した日本人子孫、日系二世・三世の労働者を合法且つ安定的に雇用して、企業活動を活性化しもって参加企業の健全な発展に寄与すること」（協議会規約第二条）であるとされた。他の団体と異なり、東毛雇用安定促進協議会は単に労働者の受け入れにとどまらず、日系人の生活や地域活動にまで及ぶ援助活動をしてきた。そして地域の日系人の情報センターであると同時に、地域の日系人社会と地域内外の諸機関や組織、個人などを結ぶ窓口の役割を果たしてきた。その結果、設立以来 10 年にわたって、1000 人以上の日系人を受け入れ、地域とブラジル人の関係構築に多くの役割を果たしてきた。大泉町において協議会発足当時の 1989 年にはブラジル人は 667 人しかいなかったものの、1999 年には 7000 人を超えていた。

3. デカセギ労働者から「大泉町の一員」へ

日系ブラジル人の歴史で述べたデカセギ労働者の定住化は大泉町でも例外なく進んでいった。そのため生活者としての存在感を強めていった彼らをサポートする比重が企業や経済団体から町の行政へと変化していった。

彼らが慣れない日本において生活する上で発生した大きな問題に、①地域社会のルール

の理解、②緊急事態への対応、③教育機会の確保が挙げられる。大泉町役場は他の地域に類を見ない外国人の受け入れをするにあたって、こうした問題に対して先進的なサポートや対策を行った。

①においては言語や文化の差異を埋め合わせる必要があった。例えばゴミ出しに関してブラジル人は分別をしない、またポイ捨てをすることが当たり前であった。そこで行政は分別方法や出し方をイラストでわかりやすく紹介したごみカレンダーを作成し、町内のルールを周知を図った。他にも日本初の二か国語での行政情報誌「くらしの便利帳」（現在は「大泉町に住むためのくらしのガイド」）の発行やポルトガル語広報紙「ガラッパ」の配布など積極的に働きかけた。「ガラッパ」は毎月約 3500 部作成され、公共機関の窓口や企業や商店、小学校の外国人児童に配布されている。

Informativo

GARAPA

12

25 DEZEMBRO / 2017

Seção de Integração e Assuntos Internacionais, Departamento de Planejamento, Prefeitura de Otiumi
Endereço: Rua Alameda Lima de 05-1 TEL: 0276-63-3111 (Ramal 212/213) FAX: 0276-63-3821 E-mail: kotianalp@em.otiumi.gua.jp

CAMPANHA NACIONAL DE COMBATE A INCÊNDIO-FINAL DE ANO

~ 25 A 31 DE DEZEMBRO ~

Todo cuidado é pouco quando o assunto é fogo!
Nesta época do inverno, o clima seco aumenta os riscos de incêndio e a baixa umidade favorecem a propagação rápida do fogo que podem destruir as casas em um piscar de olho. Além de levar junto as vidas das pessoas.
Aquecedores elétricos, a queimense, a gás são muito utilizados em domicílios comuns para esquentar a casa e o ambiente. E, para reduzir e prevenir os incêndios, tenha em mente os 7 mandamentos (3 hábitos e 4 medidas).

Em caso de Incêndio Disque 119!

3 HÁBITOS DEVEM SER EVITADOS

1 DORMIR FUMANDO
Não fume deitado na cama. As cinzas do cigarro podem tocar fogo em seu cobertor e, você dormindo, vai ser difícil perceber.
Fogar cigarro no chão também é perigoso.

2 AQUECEDORES
Nesta época do ano são muito usados aquecedores elétricos, a queimense, em domicílios, comum para esquentar a casa e o ambiente.
Não coloque objetos de fácil combustão ao redor dos aquecedores.

3 FOGÃO
Quando estiver fazendo tarefas não se afaste do fogão. Quando o óleo aquecer demais, ele pega fogo.

4 MEDIDAS DE PREVENÇÃO

1 INSTALAÇÃO DE DETECTOR DE FUMAÇA
Em um incêndio, para que possa fugir a tempo, instale o detector de fumaça (obrigatório). Se não tem instalado ainda, procure se informar sobre o assunto.

2 UTILIZAR PRODUTOS ANTI- INFLAMÁVEL
Para evitar com que o fogo se alastre, recomenda-se a usar artigos anti-fogo, como: cortina, lençol, etc.

3 EXTINTORES PORTÁTIL
Para combater o fogo quando ainda pequeno é sempre bom ter em sua casa um extintor portátil.

4 COLABORAÇÃO COM A VIZINHANÇA
Em um incêndio, para que possa salvar e proteger os idosos e deficientes, é importante deixar formado um grupo de vizinhança nos casos emergenciais.

FUNÇÃO FINANCEIRA EXCLUSIVO

DIÁRIO DE FINANÇAS (ABRE CASCÃO)

Atividade para o Ensino Fundamental

O Departamento de Finanças (Seção de Arrecadação de Impostos - balcão 7) estará funcionando nos dias e horários citados ao lado, a fim de atender os moradores que não podem comparecer à Prefeitura no horário comercial durante os dias da semana.
O balcão funcionará para que possa pagar os seus impostos ou para fazer consultas de parcelamento.

Lembrando De 31 de Janeiro, vendendo de:
- # Parcelas Imposto Predial-Municipal
- # Parcelas Imposto sobre Serviços/ISS/ISSUE

www.otiumi.jp

Todas às QUARTAS:
Dias: 10, 17, 24 e 31 de Janeiro
Aberto até às 18h05

Todas às SÁBADOS:
Dias: 6, 13, 20 e 27 de Janeiro
Aberto: das 8h30 às 17h05

目次

- 1. 大泉町多文化共生推進計画について.....1
- 2. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....1
- 3. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 4. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 5. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 6. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 7. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 8. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 9. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 10. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 11. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 12. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 13. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 14. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 15. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 16. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 17. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 18. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 19. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 20. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 21. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 22. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 23. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 24. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 25. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 26. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 27. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 28. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 29. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 30. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 31. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 32. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 33. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 34. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 35. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 36. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 37. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 38. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 39. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 40. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 41. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 42. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 43. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 44. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 45. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 46. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 47. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 48. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 49. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 50. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 51. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 52. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 53. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 54. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 55. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 56. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 57. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 58. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 59. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 60. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 61. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 62. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 63. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 64. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 65. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 66. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 67. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 68. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 69. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 70. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 71. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 72. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 73. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 74. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 75. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 76. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 77. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 78. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 79. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 80. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 81. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 82. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 83. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 84. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 85. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 86. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 87. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 88. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 89. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 90. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 91. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 92. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 93. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 94. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 95. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 96. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 97. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 98. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 99. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2
- 100. 大泉町多文化共生推進計画の編纂について.....2

(「大泉町多文化共生コミュニティセンター」ホームページより)

②においては病気や怪我、罹災など緊急事態の対応を理解してもらう必要があった。そこでポルトガル語で防災マップを作成したり、ブラジル人学校において防災教育や交通安全教室を開催した。また、「ガラッパ」では保健センターでの予防接種や健診、休日の当番医なども掲載している。

③においては日本語能力が十分でない子どもたちのサポートとして、全国で初めて公立小中学校に日本語学級を設置した。大泉町には小中学校合わせて七校の公立学校が存在する。うち二校には入管法が改正された1990年の段階で日本語学級がつけられた。現在はすべての小中学校で開設している。日本語学級では担当教員と児童の母国語を話す日本語指導助手によって授業の補修を行うだけでなく、日本語や生活習慣の指導も行っている。



(多文化共生コミュニティセンターにはポルトガル語をはじめとした様々な案内や情報誌が見られる。)

また教育に関しては日本のブラジル人学校を代表する「日伯学園」が大泉町には存在する。1991年にブラジル移民である高野祥子氏によって「大泉日伯センター」が大泉町にはじめての日本語教室として設立された。そして外国人児童が増加すると1996年には在日ブラジル人学校として「日伯学園」へと形を変えた。学園では子どもたちに日本で暮らす上で必要になる日本語はもちろん、自らのアイデンティティ形成に必要不可欠であり、また帰国の可能性が高いブラジル人児童であるからこそ、ポルトガル語の修得も行われている。2003年には本国ブラジル教育省の認可を受けることとなり、ブラジルと同じカリキュラムで進められることとなった。それと同時期に元来ブラジル人学校のカリキュラムでは得られなかった日本の大学受験も取得できるようになった。一歳から十七歳までのブラジル人児童が通い、その卒業生の数は三千人を超えた。

このように住環境の整備が進むにつれて彼らの定住化はますます進んだ。ピーク時には約6000人ものブラジル人が大泉町で生活し、かつその滞在年数は伸びていった。

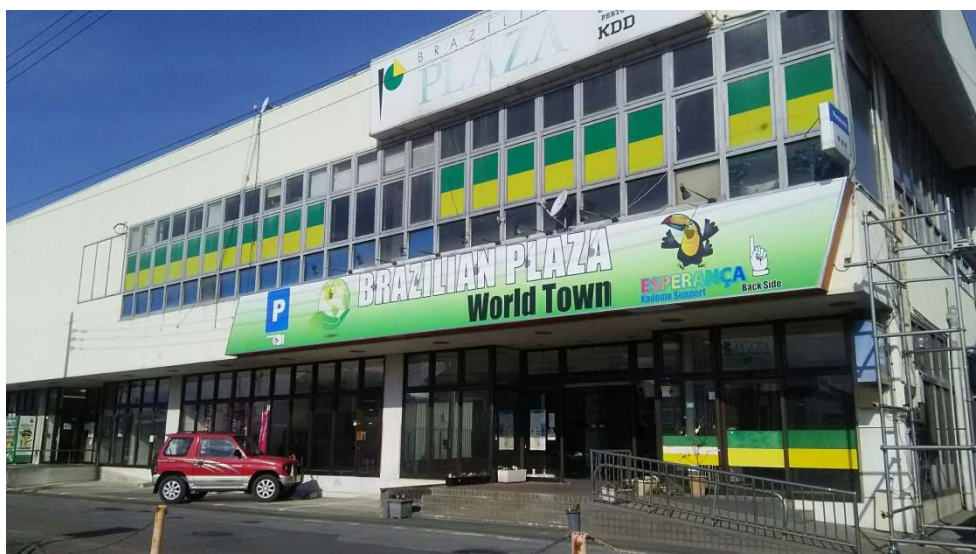
4. リーマンショックにより失われた町の活気とその再生

こうして地域社会への統合が進められていたものの、リーマンショックにより大泉町においても多くのブラジル人が帰国することとなった。工業の町として町の財政が低迷しただけでなく、ブラジル人の帰国によりブラジル人向けの商業施設も閉鎖に追い込まれることとなった。その象徴と言えるのが、ブラジリアンプラザの閉鎖である。ブラジリアンプラザとはブラジルの食材を扱うスーパーマーケットや旅行社、送金業者、電器店、出版社、レストランなどが入った日本初のブラジル専門の商業施設である。多い日は一日で一万人の人出があったとされる大泉のブラジルタウンを象徴する施設であった。しかし、リーマンショックや東日本大震災の影響で、ブラジル人の帰国が進むと同時に、多くの店舗が撤退し、ブラジリアンプラザは閉鎖に追い込まれることとなった。ブラジリアンプラザだけでなく、町には空きテナントが増え、閑散とした空気が流れることとなった。

しかし他の地域と比較すると依然としてブラジル人の人口比率は高く、商業施設も残っている。帰国したブラジル人も多いが、大泉町に住み続けることを選んだブラジル人ももちろん多くいるのである。

2013年に大泉町役場は「大泉町多文化共生コミュニティセンター」を開設した。センターでは生活情報の提供や相談、日本語学習講座の紹介などを行っている。また、転入者に対しては「ニッポンでの暮らし方」をまとめたDVDを提供している。さらに「文化の通訳」という制度を開始させた。これは登録者に日本の文化や習慣を母国語で伝えてもらうという制度である。

また2016年にはブラジリアンプラザを再生する計画が打ち出された。町の活気が失われていく中で、こうした状況に危機感を抱いた町民から復活の声が高まった。そこで、ブラジリアンプラザの所有者からの要望で、特定非営利活動法人交流ネットと一般社団法人日本海外協会が中心となり、再生事業計画を立ち上げた。現在も完成に向けて準備を進めており、日本定住資料館などが作られる予定である。



第三章 「住み分け」を乗り越えるために

3-1 日本人とブラジル人の分断

前章では大泉町が現在に至るまでの形成過程とそれを支えた企業や行政に焦点を当てた。本章では当事者である住民—日本人とブラジル人の意識や行動について述べ、彼らの共生について分析する。

3-1-1 分断の実態

・職場環境において

まず、ブラジル人を日本に受け入れるにあたって、尽力したのが企業や経済団体であったことは先に述べた。彼らの勤め先の多くが小規模な企業であったがゆえに、日本人と接触する機会は少なからず存在した。しかし、「職場には、日本人男性正社員—日本人女性正社員—日本人女性準社員—日本人女性パート—外国人直接雇用—外国人派遣という序列が存在しており、末端の日本人女性パートでさえ外国人を同情による親しみの対象として意識しており、真の意味での接触・交流はない」*18 と分析されている。こうした序列意識を瓦解するには十分な相互理解の機会が必要である。しかしそうした機会を生まれなかった。企業は来日当初、仕事はもちろん、彼らが生活するにあたって必要となる生活の一切を全面的にサポートしていた。居住空間においても外国人に寮を提供し、職場の同僚＝隣人、あるいは同室の同居人として生活を共にしていた。このように彼らが主に所属する<職場>と<居住空間>というコミュニティを構成する人々が同じ面々であり、そしてそれがブラジル人のみで完結していたのである。このように企業が「労働の補填」として外国人労働者を受け入れた結果、序列意識と、日本人とブラジル人の空間の分離が生まれることとなった。

・地域社会の生活において

また、彼らのサポート主体が行政へ移行し、地域社会へとそのコミュニティを広げている現在においても、様々な分断がみられる。生活の中で起きている問題として挙げられるものに、日本人がブラジル人に対して抱える不満や不安に文化や風習への不適合がある。例えば、生活習慣の違い（ゴミ出しのルールを守らない）、ルールや法律の順守意識の低さ（騒音問題・交通ルールの無視・脱税）などが挙げられる。日常的にそうした行為を目の当たりにすると、彼らに対する不信感は募る。そしてそれが軋轢を生み、「関わりたくない厄介者」という固定観念を抱いてしまう。

そうした負の感情を決定的に生んだ事件が FIFA サッカーワールドカップ開催時に起きた。2002年に日韓共同で開催された本大会でブラジルが優勝すると、大泉町に暮らすブラジル人が普段抑え込んでいたパワーを爆発させた。道路を占拠し大騒ぎしたり、日本人が

所有する車を壊すなど、群馬県警も出動する大規模な事件となってしまった。日常の中で抱えてきた日本人のブラジル人に対する違和感や嫌悪感はこれを機に確固たるものとなってしまったのである。

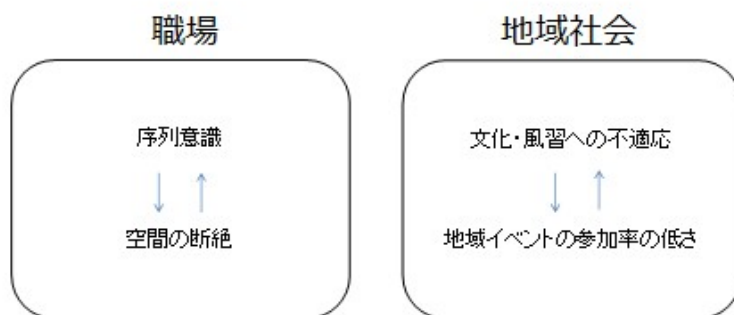
ここ日本でこうした事件が起きた要因を「ブラジル人の気質」とだけでは片づけられない。彼らが日頃から日本人と交流しており、互いのアイデンティティを承認することができていたら、ここまでの大事件にはならなかった可能性もある。

行政ははやくからこうした状況に問題意識を持ち、地域の中に外国人に溶け込んでもらおうと様々な行事を企画した。その一つが「多文化共生地区別懇談会」である。「多文化共生地区別懇談会」では正しいゴミの出し方や地域で開催される行事の紹介などを行っている。また、外国人の意見も取り入れ、双方の積極的なコミュニケーションを生むことで、主体的により良い町づくりを行ってもらうことを目的としている。しかし、こうした交流の機会があるにも関わらず、当の外国人の参加がなく、交流できていないという問題が発生した。

また、彼らの地域密着度をはかる一つのヒントとして、平成 29 年度 4 月から 11 月までに発行された「公民館だより」をさかのぼった。大泉町では様々な住民行事が催されていたが、ブラジルに関連する行事は見られず、またブラジル人参加者の様子を確認することができなかった。

・まとめ

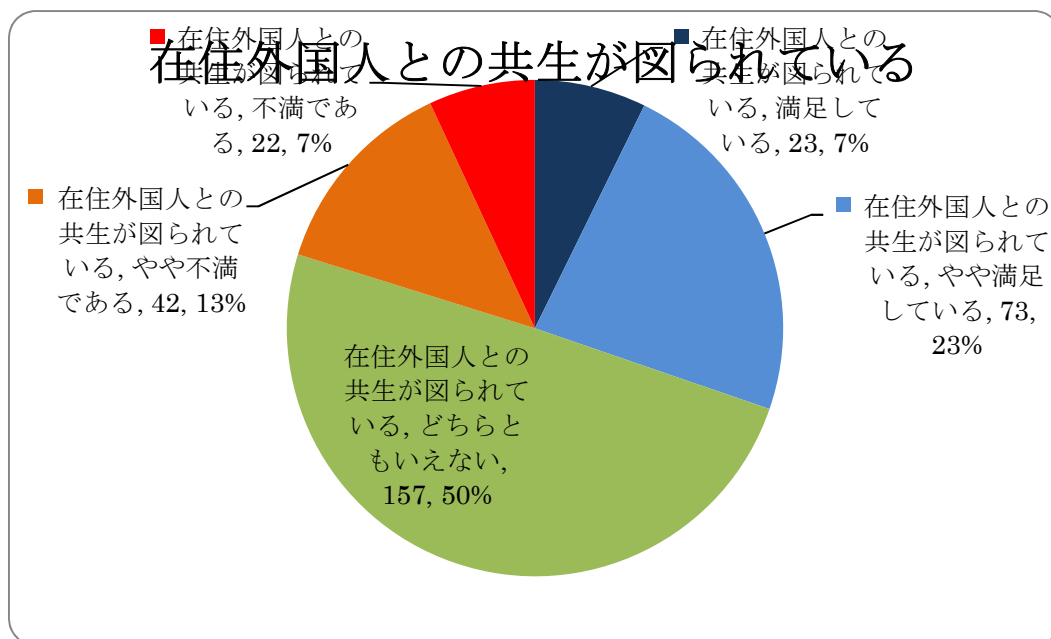
上記で職場において、また地域社会においての分断の実態を見た。職場においては序列意識と空間の分離が存在し、そしてそれらは悪循環ともいえる相互作用している。序列意識を持つことで空間の分離が促され、また空間の分離が促されることで序列意識は確固たるものとなるだろう。また、地域社会においては文化や風習の不適応と地域イベントの参加率の低さという実態がみられた。これらも相互作用しているといえる。ブラジル人が文化や風習に適応できないことで、地域イベントに参加する意欲が削がれ、また参加しないからこそ、文化や風習に適応する意欲を持つことができないのであろう。



(図2 「職場と地域社会における共生の実態」 筆者作)

3-1-2 大泉町住民の満足度・意識調査の結果

こうした実態に対して、住民はどういった感情を抱いているのか。平成 29 年度に大泉町役場が無作為に抽出した町内在住の 18 歳以上の男女に向けて町民満足度・意識調査を行った。(有効回答数 472 件。) その中の外国人との共生に関する項目の結果をいくつか挙げる。



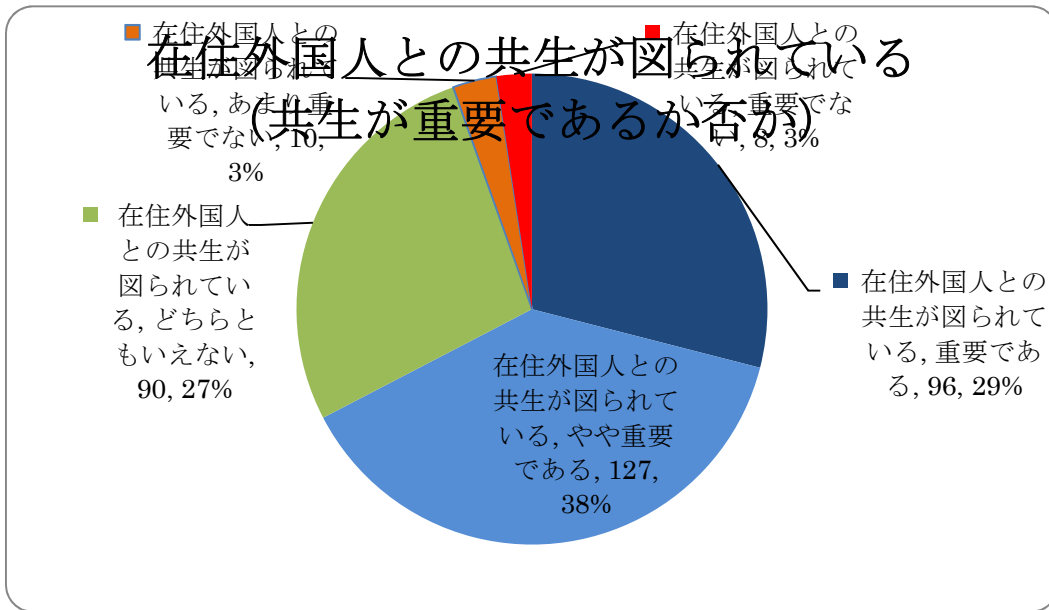
(図 3 「平成 29 年度実施「町民満足度・意識調査」結果報告書」より筆者作)

どちらともいえないという住民ならではのグレーゾーンな回答をした人が半数を占めた。また、満足度・重要度がはかられた項目は全部で 47 項目あったが、その中で本項目「在住外国人との共生が図られている」の満足度は下から 5 番目であった。この結果から在住外国人との共生が図られていないと多くの住民が考えていることがわかる。

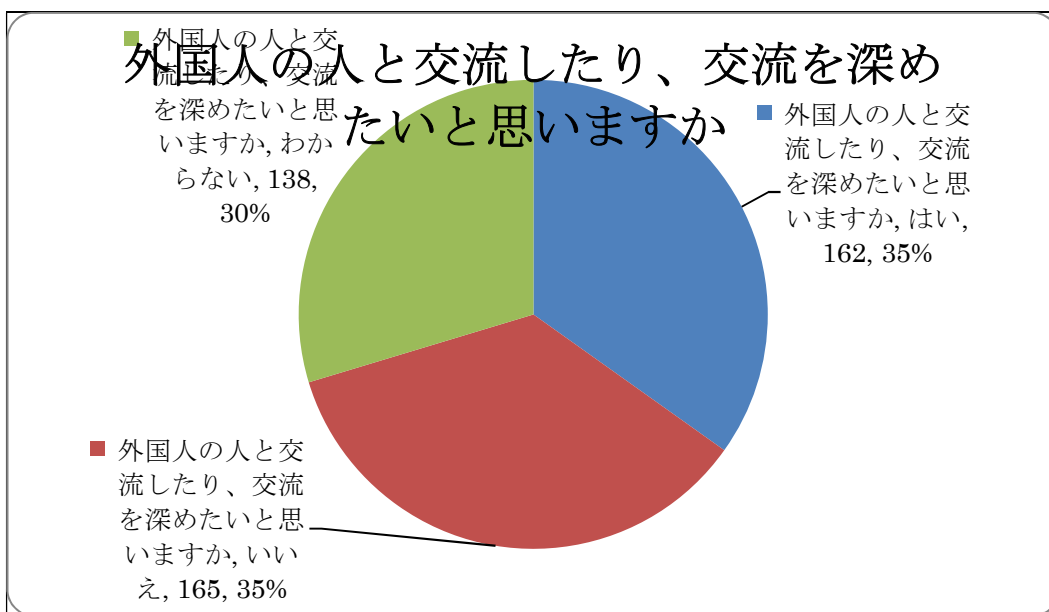
その一方で共生を図る重要度が高いと考えている住民が多くの割合を占めていることも次のグラフからわかる。重要である、やや重要であるを合わせると約 6 割もの住民が重要度は高いと考えている。

しかし「外国人の人と交流したり、交流を深めたいと思いますか」という質問に関しては、「はい」「いいえ」「わからない」が大体同じ割合になった。

つまり、共生する必要はあるが、自らが交流したいわけではないという日本人が多いということがわかった。



(図4 「平成29年度実施「町民満足度・意識調査」結果報告書」より筆者作)



(図5 「平成29年度実施「町民満足度・意識調査」結果報告書」より筆者作)

このように考える多くの日本人と、地域コミュニティに積極的に溶け込もうとしないブラジル人を「共生している」とは言い難い。両者には高い壁があり、その壁に仕切られた各々の空間で交わることなく生活している一つまり「分断」がそこにはあると考えられる。

3-2 分断が生まれた要因—エスニックコミュニティの観点から

第一章で日本人の排他性に触れたように、約 25 年前は急増した「自分とは異なる隣人」を受け入れることは困難であったかもしれない。しかしその長い年月の中で互いに歩み寄り、受容することがなぜできなかったのか。本項ではその大きな要因であるエスニックコミュニティについて述べる。

まず、日系ブラジル人が大泉町において独自のコミュニティを築きあげるに至ったのは「デカセギ労働者」としての性格が大きく関係している。彼らのほとんどは製造業従事者として来日した。先に述べたように彼らの居住環境は企業や経済団体に一切が任されている。同じ職場で働く同じブラジル人は同じ団地へと帰ることとなる。そのため日本人居住者とコミュニケーションを持つ必要性も機会も持っていなかった。

そしてその後、定住化が進み、徐々に「地域の中」で生活する必要性や機会が増えていった。その結果、産業従事者人口の変遷を見ると明らかなように、第三次産業への従事者が増加していった。対ブラジル人向けのサービス業が増加していったのである。その種類は多種多様で、「食事・食材、服飾、車というような生活必需用途の全般をカバーしている。さらに文化活動・娯楽、母国の有名ブランド服、自分好みを聞いてくれる理容店、サッカーやサンバやダイビングの教室から刺青彫に至る自己表現的なもの、エステティック・サロン、マッサージ・整体、健康食品販売などストレスの多い外国での生活を享受できるようになっている。」*17



(西小泉駅前にある南米系向けの日用品・食材が揃った商店。1996年創業。客のほとんどは南米系の外国人だという。)



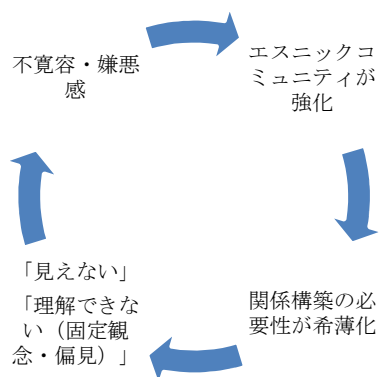
このようなエスニックビジネスの開業者には二つのパターンがある。①「日本人向けの商売をしていた日本人の店がブラジル人向けの営業内容を導入したケース」と②「入管法の改正前後に来日し、工場労働者として働いた日系ブラジル人が同胞向けのビジネスを立ち上げたケース」である。^{*17} ①は当時ブラジルよりも経済的に豊かであった日本において、ブラジル人が物質的豊かさを求め、それに対応すべく、彼らが望むものを日本人が提供していった。②はフィールドワークで訪れたほとんどのブラジル人向け商店でブラジル人が労働しており、このケースが多く見られることはわかった。彼らの多くは20歳前後と50歳前後であるという調査結果が見られる。前者は子どもの時から路上販売など、後者は母国で経営者を務めていたなど、すでに商売の経験をしていた人が多い。また、工場労働で得た賃金を開業資金としている。開業にあたっては日本人が多く関わっていたことが特徴的である。手続きや経営のノウハウを教わる者だけでなく、日本人が経営する商店で経験を積んでから独立する者もいたという。そのため比較的早くに開業した店は日本人と関わり合い、助けてもらっていたということがわかる。

こうしてビジネスを始めた人々が相次いだ当初は経営が順調であった。そのため、新たにエスニックビジネスを始めるブラジル人も増加していった。すると大泉町にある商店同士で競争が激化することとなる。その中で日本人向け、ブラジル人向けに拘らず、淘汰される者は淘汰され、廃業に追い込まれる店が増加した。こうした競争によって、互いがライバルとなり日本人と日系ブラジル人の住み分けが強くなることとなっていた。

また、先に述べたように初期に開業したブラジル人は日本人と関わり合いながら店を繁盛させていた。しかしそれに追随して開業させた者は言語も習慣も同じブラジル人からの助けを借りて店を開店させていった。そのため、日本人と関わりを持つことがなく、住み分けが進んだ。以下でそうしたブラジル人を重層的に分析している。

「住みわけの様態は、リーダー層、親族層、取り巻き層、一般層のいずれかに属するかによって異なる。リーダー層の多くは、1980年代後半に来日し、ブラジル人コミュニティを相手とする商売を創業し、日本人との接触が深く、日系人としてのアイデンティティを持つ二世層である。リーダー層が呼び寄せた親族を中心とするグループが親族層であり、それを取り巻くのが取り巻き層である。この三者は日本社会への高い適応傾向と高い地域定住性をもつサブ・コミュニティを形成している。それにたいし一般層は、デカセギ・ブーム以降に来日し、目的意識が希薄でなんとなく日本に居ついてしまった人びとである。その多くは日本での被差別感からブラジル人意識が呼び起こされた三世層である。一般層は、日本社会とは別個のブラジル人だけからなるコミュニティ基盤を必要としている。このように前三者と異なって、一般層はコミュニティ・レベルでの住みわけに強く指向する。」*18

このように開業者の中で独自のコミュニティができていったことはもちろん、消費者側も固定化され、住み分けが強くなっている。ブラジル人は言語がわかり馴染みのあるサービスや商品を販売するブラジルの商店へ、日本人もまた然り、日本の商店へと足を運び、エスニックビジネスを起点とした交流は減少していく。それが独自のエスニックの色を強めることとなった。つまり、高いブラジル人集住率を誇るが故にエスニックビジネスが盛んである大泉町において、「日本人と交流しなくとも、十分に生活ができる状態」が出来上がっているのである。それは以下のような悪循環を生む。



(図6 「分断の悪循環」 筆者作)

そしてエスニックコミュニティを強めると相手が「見えなく」なる。相手が見えないことで偏見や固定観念が強まり、水化荒の価値観と異なる外国人、あるいは日本人は厄介者として捉えられる。つまり、異なるコミュニティへの「不寛容性」が強まっていく。そうして更に自己のコミュニティ内での完結が進みエスニックコミュニティは強化される。そして結果として両者の壁は厚くなる。

なお、＜エスニックコミュニティが強化＞に関してはエスニックコミュニティそのものが否定されるべき存在ではないことを留意しておきたい。ブラジル人にとって安心できる場でもある上、何人にとってもエスニックとは自らのアイデンティティを承認する大きな拠り所であり、個性であるためだ。問題はエスニックコミュニティが他者との関係構築にどのように作用するかなのであって、結果として関係構築の必要性が希薄化する在り方が問題なのである。また、エスニックコミュニティは「独自の文化の現れ」である。こうした個性を観光資源として町の活性化を図る動きも見られる。これらについては後ほど述べる。

3-2-3 本項のまとめ

入管法改正で来日するブラジル人が急増した当初、「デカセギ労働者」であった彼らはその居住空間の一切を企業や経済団体が請け負っていた。しかし、定住化が進み彼らが本格的に生活するようになると日本人と交流せざるを得ない状況がつくられてきた。その過程でエスニックビジネスを始める者も増加し、日本人とブラジル人が助け合う様子がそこには見られた。しかし、互いに競争が始まると、独自のエスニック色が強まり、そこには分断が生まれ始める。また、そのビジネスの消費者もまた固定化されていった。

同時に生活習慣の違いや法律の順守意識の低さから、その溝は深まり、偏見や固定観念を持つことになったといえよう。そしてそれらを解く機会はいまだ十分に存在するわけでもなく、両者が積極的にその機会を利用しようという心持ちも感じられない。住み分けが分断を生んでいると言える。

3-3 「寛容さ」による創造的価値の創出

前章までにおいて主に企業や経済団体、行政などによる支援を見てきたが、ここ10年の傾向として民間団体や個人というアクターが大きな役割を果たしていった。その中には大泉観光協会やブラジル料理店が挙げられる。以下でそれらについて詳しく述べ、新たな共

生のあり方を考察したい。

3-3-1 祭りを起点とした歩み寄り 一大泉観光協会

現在、大泉町には町外から多くの人を訪れるお祭りが存在する。それが年に一度開催される「大泉まつり」と「大泉カルナバル」、月に一回ほど行なわれる「活きた世界のグルメ横丁」である。3つのうち2つ「大泉カルナバル」と「活きた世界のグルメ横丁」は大泉観光協会という民間団体によって執り行われている。



(「大泉観光協会」ホームページより)

まず后者の「活きた世界のグルメ横丁」は近年ブラジル人以外の外国人も増加する大泉町において、彼らの郷土料理を観光資源として、様々な国の料理が屋台形式で駅前の緑道に出店されるお祭りである。建造物や歴史など目立った観光資源を持たない大泉町にとって、こうした「外国人」は人を呼ぶ貴重な観光資源の一つであり、開催日は多くの人で賑わっている。

次に前者の「大泉カルナバル」であるが、この祭りこそ文化を突破口にした歩み寄りの一つと数えられるのではないかと考えられる。この祭りの主なイベントはサンバである。町に住むブラジル人はもちろん、町外のブラジル人や日本人のなど様々なバックボーンを持ったサンバチームがサンバを披露する。この祭りは2007年に大泉観光協会によって開催

されることとなるのだが、それ以前にもこの町にはサンバの祭りが存在した。入管法改正でブラジル人が増加してすぐ、サンバの祭りが行われるようになった。一時は 20 万人もの人が町外、他県から訪れる大盛況ぶりであった。しかしそれに伴い、トラブルも増加する。交通の混乱やサンバの衣装が子どもの教育上適切ではないなどのクレームなどが発生したことや景気の傾きからスポンサーが得られず、1990 年代後半には終了してしまった。しかし県外を始めとした多くの人から復活を望む声が寄せられ、2007 年に大泉観光協会が発足し、「大泉カルナバル」としてサンバの祭りを復活させた。そして彼らはトラブル回避として、大泉町ならではの新しいサンバを確立させた。通常サンバは踊りながら町中を練り歩く「パレード形式」で行わる。しかしそれではどうしても広範囲に及ぶ規制をかけなければいけないため、多方面に迷惑をかけることとなる。そのため野外の特設ステージで踊る「ショー形式」でサンバを披露するよう工夫したのである。それからというもの、大きなトラブルや苦情はなく、非常に多くの人にブラジル文化を身近に感じてもらえる大泉町を象徴する祭りとなっている。

3-3-2 日本人にも受容されるブラジル料理店の増加

先ほど述べたようにエスニックビジネスが盛んな大泉町には多くのブラジル料理が軒を連ねている。リーマンショックを迎える 2008 年頃まではエスニックコミュニティの色が強く、ブラジル人が通う店として本国ブラジルにあるブラジル料理店そのものだったという。しかし不況を迎えると、この町のブラジル人が減少し彼らの経営が苦しくなってしまう。そこで、彼らは「対ブラジル人」から「対日本人」にまで視野を広げた経営を行うこととなった。具体的に今までポルトガル語のみのメニューだったところを日本語も加えたり、料理そのものも日本人にも受け入れられる味付けに変化させていった。

また、大泉町で一番初めにできたブラジル料理店「レストランブラジル」では ワールドカップでサッカー大国ブラジルが注目されるたびに大泉町への関心も高まっていったため、メニューに日本語表記を加えた。開店当初は来店する客はブラジル人のみであったというが、ドラマ「孤独のグルメ」にも登場した影響もあり、今はほとんどが日本人だという。



(ブラジルらしいデザインの外観。(上))

(ブラジル料理・シュラスコ (左))

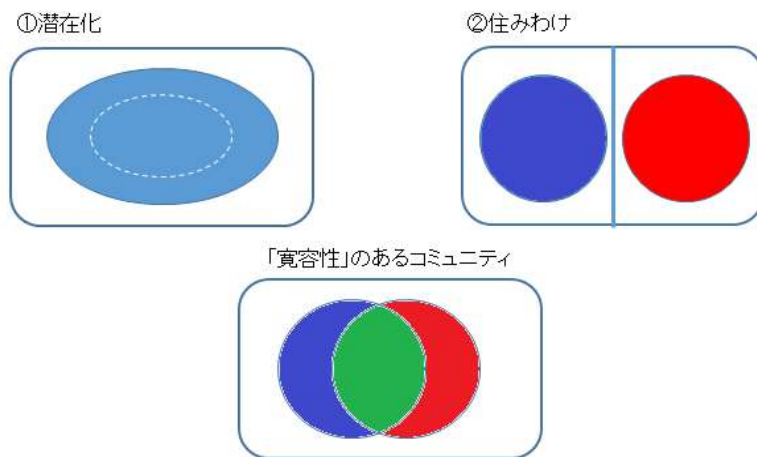


(日本語表記のメニュー)



(店内にはポルトガル語の情報誌が多くある。)

大泉町ではショースタイル式のサンバや日本人に対応したブラジル料理のように、エスニックコミュニティを強化した結果、日本人からの注目や支持を集め、また日本人に受け入れやすいように変容していくという「創造的価値」が生み出されている。これらは序章で述べた「寛容性」のある状態が生み出されていると評価できるだろう。



(図1 「日本における共生の図式」 筆者作)

また、これらは大泉町の経済活性化だけに留まらず、町全体の活気を取り戻す契機となりうる。同時に、ブラジル人にとっても日本人からブラジル文化の評価が得られることで、自らのアイデンティティの肯定に繋がるといえる。日本人にとっては文化を突破口に、他者に対する承認に繋がると言える。



(「大泉観光協会」ホームページより観光ガイドマップ)

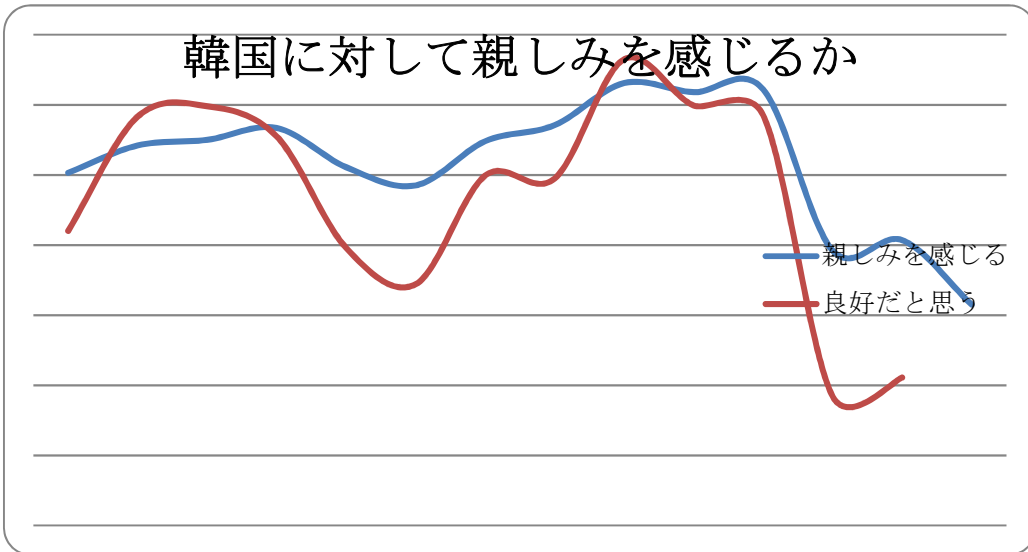
3-3-3 韓流ブームがもたらした韓国に対する親近感

こうした文化を起爆剤とした共生は、一概に同じとは言えないものの、いわゆる「韓流ブーム」が類似したケースとして挙げられるだろう。

韓流ブームはここ日本で現在におけるまで三回起きたと言われている。一次ブームが「冬のソナタ」が流行した 2003～2004 年、二次ブームが「少女時代」「KARA」「東方神起」などが流行した 2010～2011 年頃、そして三次ブームが「TWICE」や「オルチャンファッション」などが流行している今現在である。

内閣府が毎年行っている「外交に関する世論調査」では「韓国に対して親しみを感じるか」という質問に対して「親しみを感じる」「どちらかという親しみを感じる」「どちらかという親しみを感じない」「親しみを感じない」「わからない」の五項目の答えが用意された調査と、「現在の日本と韓国との関係は全体として良好だと思うか」という質問に対して「良好だと思う」「まあ良好だと思う」「あまり良好だと思わない」「良好だと思わない」「どちらともいえない」の五項目の答えが用意された調査がある。一問目に関してグラフ上では『親しみを感じる』…「親しみを感じる」「どちらかという親しみを感じる」とし、二問目に関しては『良好だと思う』…「良好だと思う」「まあ良好だ

と思う」として、以下で変遷を追う。



(図7 「外交に関する世論調査」より筆者作成)

※「良好だと思ふか」に関して2014年はデータなし。

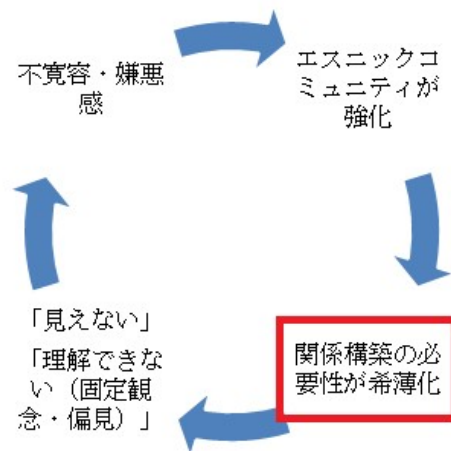
上記のグラフから日本において一次韓流ブームが起きた2003～2004年、二次韓流ブームが起きた2010～2011年に親しみを感じる人が増加し、また関係は良好だと考える人が増加しているということがわかる。歴史や政治的背景がブラジルとは異なることや同空間に暮らす生活者という観点で見たときに同様にこの結果が当てはまるとはいえないが。「文化を受容すること」でその文化を持つ他者に対するイメージが変化する可能性を感じ取れる。

しかし一方で現状、祭りやブラジル料理の流行はあくまで大泉町に暮らすブラジル人と大泉町の外で暮らす日本人との関係性構築という面が多い。祭りの出入り調査においても町外からきた群馬県民の参加者が多く、住民の参加率が高いとは言えない状況である。先に述べた「多文化共生地区別懇談会」では外国人の参加率の低さについて触れたが、日本人も同様、ブラジルの文化を受容する姿勢は低いといえる。

3-4 提言

3-4-1 機会の創出からモチベーションづくりへ

では生活する者同士の「共生」を進めるためにはどうしたら良いのかについて考える。先に挙げエスニックコミュニティが及ぼす悪循環に関する図を用いる。



(図6 「分断の悪循環」 筆者作)

この図の中の『関係構築の必要性が希薄化』している点に対してアプローチを進め、『「見えない」「理解できない」(固定観念・偏見)』『不寛容・嫌悪感』を解決していくことが必要だと考えられる。非常に具体的にはなるが、関係構築の必要性を創出するいくつかの施策を提案したい。必要性の創出にあたって大切な観点となるのが、「相手の抱える問題を解決する」ことだと考える。Aが必要としているものをBが持っていればそこに協力関係や交渉など何らかの接触が生まれる。先ほどの文化をきっかけにした歩み寄りや入管法当初からの行政のサポート体制を鑑みると、機会を与えるだけでは彼らの壁を壊すことはできない。その機会を利用するモチベーションづくりを行っていかねばならない段階なのである。互いに接触せざるを得ない状況が彼らには必要なのではないだろうか。

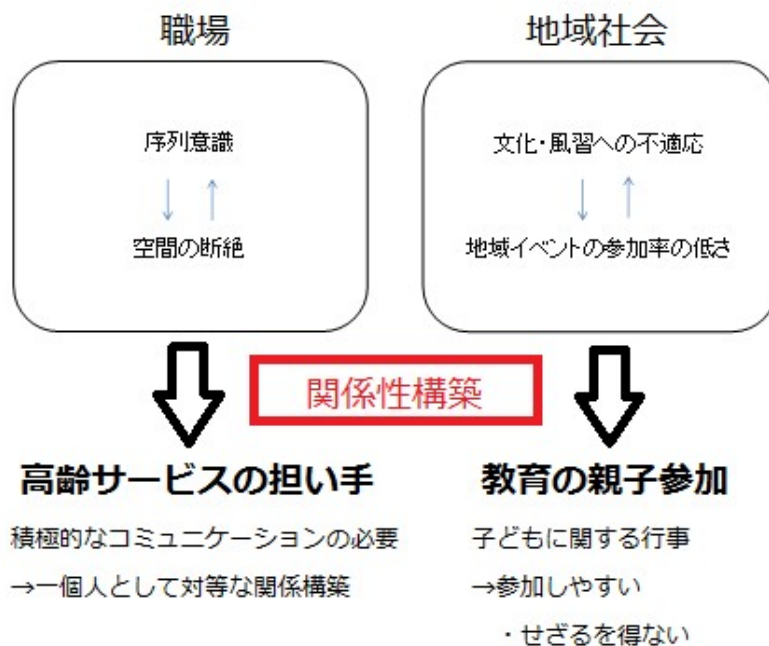
3-4-2 問題解決の具体的提案

では、その具体案として①日本人が抱える問題を解決する —高齢者向けのサービスや施設との関わり—、②ブラジル人が抱える問題を解決する —教育の親子参加—を挙げたい。

①に関しては高齢化が進むと同時に高まるサービスを外国人が担うことで交流の機会を創出する案である。大泉町は現在、高齢社会を迎えている。そして労働の担い手となる若者は少ないという問題を抱えている。このように高齢社会を迎える以前から工業の町として財政を支えてきた多くはブラジル人を始めとした外国人労働者であった。しかし先に述べたように工場労働者としての性格が住民との分断を強めることとなった。一方でエスニックビジネスを始める際に日本人の助けを借りるなど、日本人と関わり合う労働環境をこ

の町には存在していた。「高齢社会を迎えているが、それを支える労働人口は少ない」というこの町の問題点や業種によっては日本人と関わり合うことができたという事実を踏まえて、これからブラジル人は高齢者向けのサービスや施設の中に進出していくべきなのではないだろうか。例えば介護サービスや施設、または創造的価値の一つとしてサンバによる健康促進イベントなども考えられる。お年寄りが必要とするサービスや施設の担い手を得なければならない一方で、ブラジル人にとっても新たな就職先が増えるというメリットがある。また、介護サービスは一对一の密な関係構築が要されることから序列意識は薄まる可能性も十分考えられる。

②に関しては子どもの教育機会の確保がブラジル人労働者の抱える喫緊の問題であることは先に述べた。日本語教室やNPOによる放課後教室は様々あり、そこで子どもは日本語や文化を学ぶことができる。しかしそれだけではなく、町を実質的に活性化させる親世代のコミュニケーションを図らなければならない。行政はブラジル人学校の生徒に稲刈り教室を開いたり、一方で先に述べた日伯学園では「ブラジル人学校」から「地域の学校」へと、ブラジル人児童が日本語を学ぶ場としてだけではなく、日本人児童がポルトガル語を学ぶ場として広く地域にその門戸を開こうとしている。こうした子ども同士の交流に保護者の参加を義務づけるなど、多く教育現場に足を運んでもらう。また、そうした行事を日本人やブラジル人関係なしに共に運営する。自らの子どものためであれば、他の行事では参加率の低いブラジル人の参加も進むのではないかと考えられる。



(図8 「具体的提案」 筆者作)

第四章 終章

4-1 まとめ

4-1-1 大泉町における共生の軌跡

これまでで日系ブラジル人の大泉町における共生を見てきた。企業や行政によって生活を支えられてきた彼らであったが、その集住率の高さによって独自のエスニックコミュニティを強化し、日本人と一線を画すようになる。こうした状況に対して、行政や大泉観光協会などが交流の機会を創出している。その流れの中でブラジル文化が大泉町に根付く創造的価値を生み出されており、「寛容性」が見られるようになった。しかし実際に交流の機会を享受している住民は日本人、ブラジル人ともに少なく、両者の壁は未だ厚い。そのため今後は機会の創出だけでなく、交流の機会の必要性を創出していくモチベーションづくりが必要なのではないかと考えられる。

4-1-2 日本における多文化共生社会のあり方

上記から日本全体は今後どのように外国人と共生し、多文化共生社会を構築していくべきかをまとめた。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・政府や地域行政による生活サポートの充実・生活サポートだけでなく日本人と外国人の相互理解の機会の充実・同時に相互理解の必要性の創出・メリットの周知、創出 |
|--|

まず、やってくる外国人に対して日本社会に適応できるようサポートをしなければならない。彼らは犯罪率が高い、納税意識が低いと考えられることが多いが、まずわれわれはそうした状況に陥らせる環境に彼らを置かない努力が大切である。日本で労働し、日本経済を担う一員であることを念頭に、彼らを守るセーフティーネットを持たなければいけない。そうすることで、彼らを守るだけでなく我々日本人も守ることに繋がり、かつ、より良いパートナーとして彼らを迎え入れることに繋がるのではないだろうか。

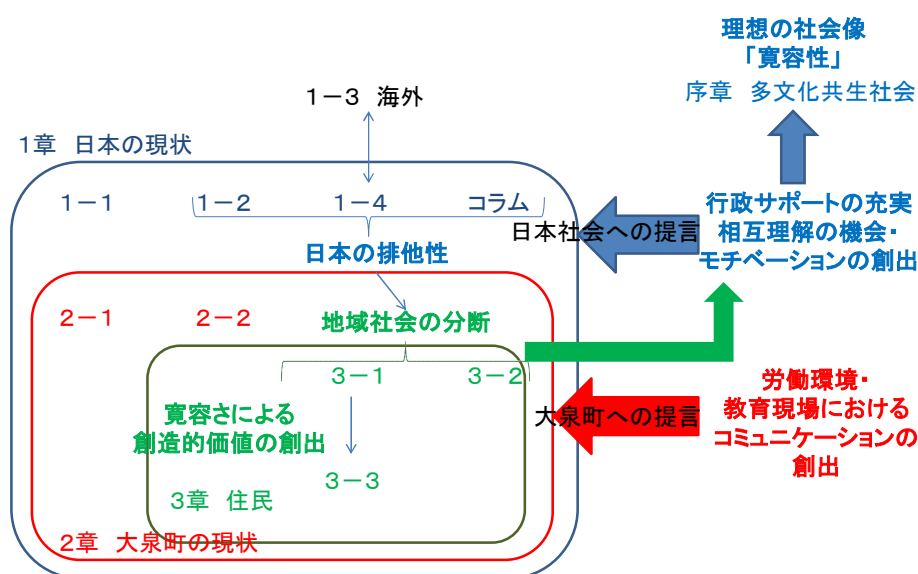
それと同時に彼らは一外国人ではなく、「顔の見える隣人」でなければならない。対個人で交流を進め、「日本人」「外国人」関係なくその人個人の資質を評価してわれわれは付き合うべきである。特に韓国の例にもあったように、日本人の国民性に文化を突破口とした他者への理解が進みやすい特徴がある。日本人が他国の文化を受け入れる「寛容性」や他

国の文化が日本に根付く「寛容性」のある変化をしていくことが有効であろう。

上記を進めるためにも積極的に交流したい、あるいは交流しなければならないというモチベーションを創出する必要がある。大泉町の提言でも述べたように様々な機会が考えられる。これは国単位の大きな事業も考えられるが、生活者として地域の実情に合わせて、地域行政が工夫して生み出す重要性が大きいと考えられるのではないだろうか。

排他的な日本であるが故に、行政や民間企業の第三者の絶え間ない努力が必要とされる。しかし、われわれ個人も意識を変えていかなければならない。異なる者を理解し、異なる者に理解してもらうことは面倒くさい。しかしわれわれは歩み寄る努力をしなければならない状況を迎えている。彼らを固定観念や偏見で見える前に自分の前提条件を疑い、「どうすれば前向きな共生ができるか」に主眼を当てて、建設的な関係を築く必要があるだろう。

4-2 本論文の図式化



まず、序章においては目指すべき姿として多文化共生社会を前提においた。そして第一章では日本社会の実情、歴史、理想状態を阻む要因を、第二章では外国人が実際に生活する空間としての大泉町を、第三章ではよりミクロな視点で住民を用いて、実情、歴史、要因について述べた。そして大泉町が抱える「住み分け」を乗り越えるための提言をした。第四章では日本社会においても適用すべき三点を挙げ、日本における多文化共生社会実現

の道筋を具体的に示した。

4-3 謝辞

本論文を執筆するにあたり、多くの方々の協力をいただきましたことを心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。

まず大泉町多文化共生センターの皆様、宮城商店様、レストランブラジル様。お忙しい時期にお邪魔したにも関わらず、ご丁寧に対応してくださり誠にありがとうございました。伺ったお話や頂いた資料、撮影していただいたお写真は本論文を執筆する上で、なくてはならない非常に重要な要素となりました。以前はよくボランティアで訪れていた町でしたが、距離的にも中々訪れる機会が減ってしまいました。ですが、また活気あるブラジル文化を肌で感じに訪れたいと思っております。

次に、中々筋の定まらなかった論文に対して、的確なフィードバックや新たなをくださった同期の四年生や三年生にもお礼申し上げます。ありがとうございました。特に四年生は二年間の紆余曲折あった関係構築において、本音で指摘し合える素晴らしい仲間であったと思います。

最後に浦野先生、私のまとまりのない拙い論文にも優しく道筋を示してくださり、本当にありがとうございました。合宿の発表でも土台がぶれているまま提出してしまいましたが、その後の書き直しでは先生から頂いた言葉を指南に、こうしてなんとか形にすることができました。これも一重に先生のおかげです。本当にありがとうございました。

私自身、母がタイ人であり、このテーマは自分の人生の中で生まれたものでした。本論の完成にあたって満足いかない部分や後悔が残る部分も山ほどありますが、私ならではの論文に仕上げることができたのではないかと考えています。今後、本論文を執筆するにあたって学んだことを活かして、「多文化共生」の実現に向けて何か一歩動かせる社会人になりたいと思っています。

【注釈】

- *1 駒井洋 2006年9月 『グローバル化時代の日本型多文化共生社会』 p.165-166
- *2 同上 p.130-131
- *3 近藤敦 2001年2月 『多文化共生政策へのアプローチ』 p.38
- *4 小内透・酒井恵真 2001年10月 『日系ブラジル人の定住化と地域社会―群馬県太田・大泉地区を事例として―』
- *5 小内透・酒井恵真 2001年10月 『日系ブラジル人の定住化と地域社会―群馬県太田・大泉地区を事例として―』 p.28-29
- *6 近藤敦 2001年2月 『多文化共生政策へのアプローチ』 p.33
- *7 「外国人労働者と社会統合：ドイツ 滞在許可と就労許可の手続を統合」、独立行政法人労働政策研究・研修機構、
(http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2007_2/german_01.html)、最終閲覧 2017年12月11日
- *8 近藤敦 2001年2月 『多文化共生政策へのアプローチ』、p.123
- *9 「隣の外国人（フォーラム）」、朝日新聞デジタル
(<http://www.asahi.com/opinion/forum/019/>)、最終閲覧 2017年12月5日
- *10 駒井洋 2006年9月 『グローバル化時代の日本型多文化共生社会』 p.135
- *11 同上 p.135-136
- *12 同上 p.104
- *13 石井米雄・山内昌乃編 1999年5月 『日本人と多文化主義』 p.248
- *14 飯島宗一・鯖田豊乃編 1973年3月 『日本人とは何か』 p.227
- *15 三田千代子 2011年10月 『グローバル化の中で生きるとは―日系ブラジル人のトランスナショナルな暮らし―』 p.33
- *16 近藤敦 2001年2月 『多文化共生政策へのアプローチ』 p.54-55
- *17 同上 p.148
- *18 近藤敦 2001年2月 『多文化共生政策へのアプローチ』 p.105
- *19 「出入国管理及び難民認定法」、e-Gov、
(http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=326C00000000319&openerCode=1)、最終閲覧 2017年12月11日

【参考文献】

- ・飯島宗一・鯖田豊乃編 1973年3月 『日本人とは何か』 日本経済新聞社
- ・石井米雄・山内昌乃編 1999年5月 『日本人と多文化主義』 山川出版社
- ・小内透・酒井恵真 2001年10月 『日系ブラジル人の定住化と地域社会—群馬県太田・大泉地区を事例として—』 御茶の水書房
- ・駒井洋 2006年9月 『グローバル化時代の日本型多文化共生社会』 明石書店
- ・近藤敦 2001年2月 『多文化共生政策へのアプローチ』 明石書店
- ・水野龍哉 2016年2月 『移民の詩 大泉ブラジルタウン物語』 CCCメディアハウス
- ・三田千代子 2011年10月 『グローバル化の中で生きるとは—日系ブラジル人のトランスナショナルな暮らし—』 上智大学
- ・依光正哲編 2005年8月 『日本の移民政策を考える』 明石書店

【参考 URL】

- ・「難民を知る」、認定 NPO 法人 難民支援協会 (<https://www.refugee.or.jp/refugee/>)、最終閲覧 2017 年 12 月 5 日
- ・「Global Trends 2016-Media」、UNHCR、
<http://www.unhcr.org/global-trends-2016-media.html>)、最終閲覧同上
- ・「平成 28 年末現在における在留外国人数について」、法務省、
(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00065.html)、最終閲覧 2017 年 12 月 9 日
- ・「日系定住外国人施策の推進について」、内閣府、
(<http://www8.cao.go.jp/teiju/suisin/sesaku/gaiyou.html>)、最終閲覧 2017 年 12 月 11 日
- ・大泉観光協会、(<http://www.oizumimachi-kankoukyoukai.jp/>)、最終閲覧同上
- ・「出入国管理及び難民認定法」、e-Gov、
(http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=326C00000000319&openerCode=1)、最終閲覧 2017 年 12 月 11 日
- ・大泉町多文化共生コミュニティセンター、(<http://www.oizumi-tabunka.jp/>)、最終閲覧同上
- ・「公民館だより 和 (なごむ)」、大泉町役場
(<https://www.town.oizumi.gunma.jp/01soshiki/10kyouiku/03shogai/1288858964-5.html>)、最終閲覧同上
- ・外国人実習生、被害防げ 横浜の医師、体験聞き取り動画」、朝日新聞デジタル、2017 年 12 月 26 日掲載、(<https://www.asahi.com/articles/DA3S13291807.html>)、最終閲覧 2018 年 1 月 8 日
- ・「平成 29 年度実施「町民満足度・意識調査」結果報告書」、大泉町役場
(<https://www.town.oizumi.gunma.jp/01soshiki/02kikaku/01kikaku/1472018698-74.html>) 最終閲覧 2018 年 1 月 9 日
- ・「外交に関する世論調査」、内閣府、
(<https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-gaikao/index.html>) 最終閲覧同上
- ・「特定非営利活動法人 大泉国際教育技術普及センター」、文部科学省
(http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/npo/npo-vol4/1316926.htm)、最終閲覧同上
- ・「群馬県大泉町ブラジリアンプラザ再生計画 日本祭り等で広く協力呼びかけ」、ブラジル日本都道府県人会連合会、
(<http://www.kenren.org.br/ja/2016/07/08/%E7%BE%A4%E9%A6%AC%E7%9C%8C%E5%A4%A7%E6%B3%89%E7%94%BA-%E3%83%96%E3%83%A9%E3%82%B8%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%83%97%E3%83%A9%E3%82%B6%E5%86%8D%E7%94%9F%E8%A8%88%E7%94%BB/>)、最終閲覧同上